

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第4回：全体会）

日時 平成22年12月27日（月）14時～16時

場所 倉吉市役所大会議室（本庁舎3階）

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 副会長の選任について
- 4 報告事項
鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン（素案）の検討状況について
- 5 検討事項
鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン（素案）について
- 6 その他
今後の予定スケジュールについて
- 7 閉会

【配布資料】

- 別紙 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会 委員名簿
- 資料1 鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン（素案）の検討状況について
- 資料2 鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン（素案）
- 資料3 定住自立圏共生ビジョンの策定スケジュール（予定）について
- 参考資料 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会 委員名簿

(順不同・敬称略)

役職	所属名	職名	氏名	備考	備考
会長	鳥取短期大学	学長	山田 修平	市長が必要と認める者 (第3号委員)	出席
副会長	鳥取中央農業協同組合	参事	上本 武	政策分野に関係する者 (第1号委員)	欠席
部会長	倉吉市学校教育審議会	会長	小谷 次雄	政策分野に関係する者 (第1号委員)	出席
部会長	田舎暮らしの応援団	代表	福井 恒美	政策分野に関係する者 (第1号委員)	出席
	社団法人鳥取県中部医師会	会長	池田 宣之	政策分野に関係する者 (第1号委員)	欠席
	鳥取県介護支援専門員連絡協議会中部支部	副支部長	森本 勤子	政策分野に関係する者 (第1号委員)	出席
	倉吉市保育園長会 (ひかり保育園)	園長	村島 満	政策分野に関係する者 (第1号委員)	出席
	倉吉市体育協会	会長	桑本 圭二	政策分野に関係する者 (第1号委員)	出席
	倉吉商工会議所	事務局長	佐々木 敬宗	政策分野に関係する者 (第1号委員)	出席
	とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会	会長	岩崎 元孝	政策分野に関係する者 (第1号委員)	出席
	鳥取県中部地域公共交通協議会	委員	山下 昇	政策分野に関係する者 (第1号委員)	出席
	特定非営利活動法人 養生の郷	理事	岸本 康子	政策分野に関係する者 (第1号委員)	欠席
	一般社団法人鳥取県ケーブルテレビ協議会 (日本海ケーブルネットワーク(株)倉吉放送センター)	センター長	青木 雅彦	政策分野に関係する者 (第1号委員)	出席
	倉吉市	—	谷本 八郎	圏域の住民の代表者 (第2号委員)	出席
	三朝町	—	米田 功	圏域の住民の代表者 (第2号委員)	欠席
	湯梨浜町	—	遠藤 公章	圏域の住民の代表者 (第2号委員)	出席
	琴浦町	—	高塚 良平	圏域の住民の代表者 (第2号委員)	出席
	北栄町	—	福井 利明	圏域の住民の代表者 (第2号委員)	出席

資料 1

鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン（素案）の検討状況について

1 定住自立圏共生ビジョンの策定方法について

中部圏域の広域行政の役割を主体的に担う「鳥取中部ふるさと広域連合」の広域計画との調整を図りつつ、次のような体系で策定する。

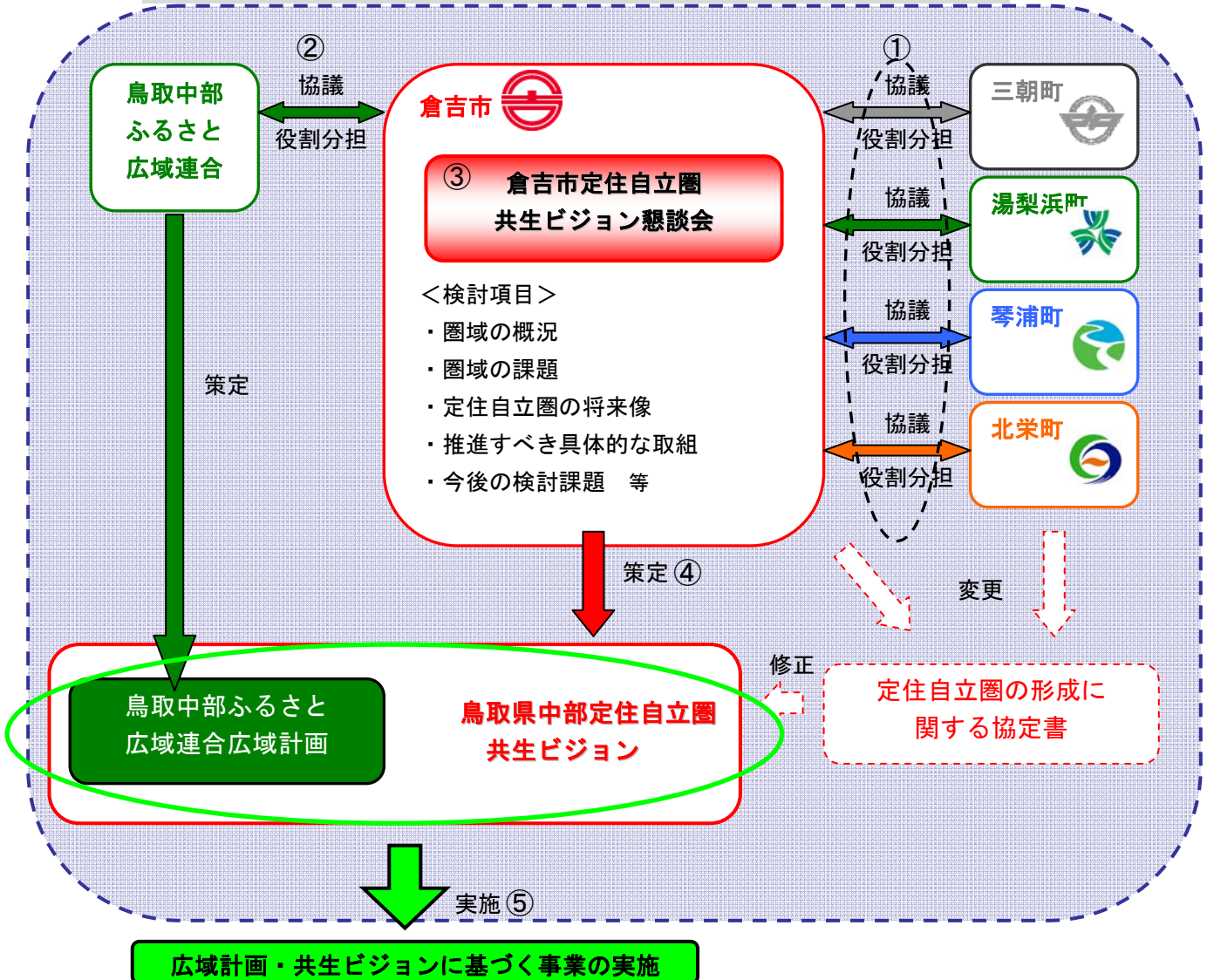
定住自立圏共生ビジョンの策定の流れ

- ① 1市4町で定住自立圏共生ビジョンの内容の検討及び協議を行う。（役割分担の確認等）
- ② 定住自立圏共生ビジョンと鳥取中部ふるさと広域連合広域計画の内容の調整及び協議を行う。
⇒（役割分担を行い、二重行政を防止する。）
- ③ 定住自立圏共生ビジョンの内容を検討する。
- ④ パブリックコメント等を経て、定住自立圏共生ビジョンを策定する。
- ⑤ 定住自立圏共生ビジョンに基づく事業を実施する。

※①～③は、それぞれの進捗状況を確認しつつ、同時に作業を進めていく。

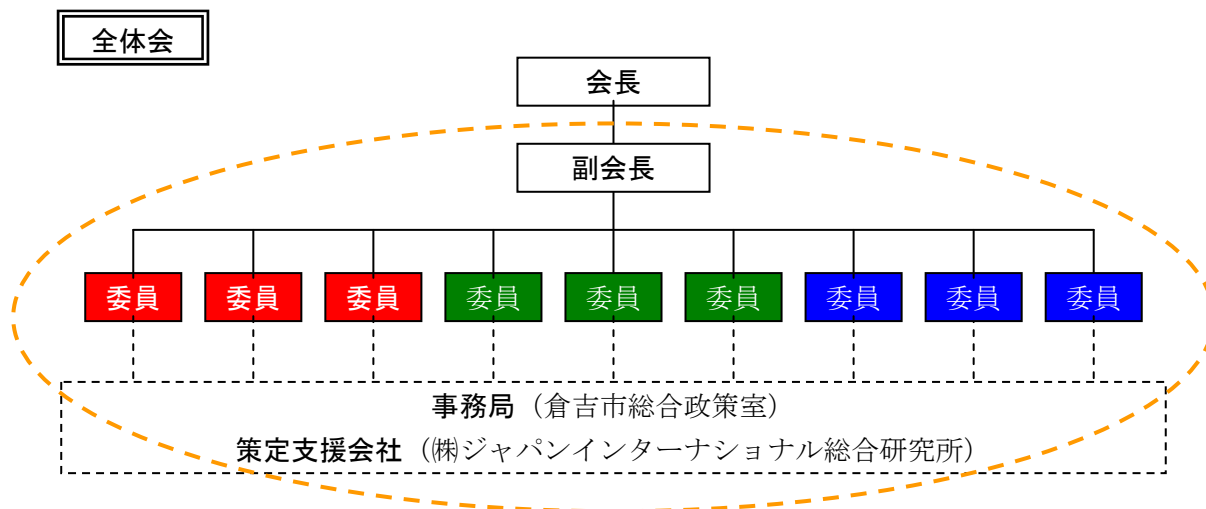
<ビジョンの策定の体系と位置付け>

鳥取県中部定住自立圏＝中部地域(1市4町)＝鳥取中部ふるさと広域連合区域



※この資料は、第1回懇談会（H22.9.24 開催）の会議資料3を修正したものです。

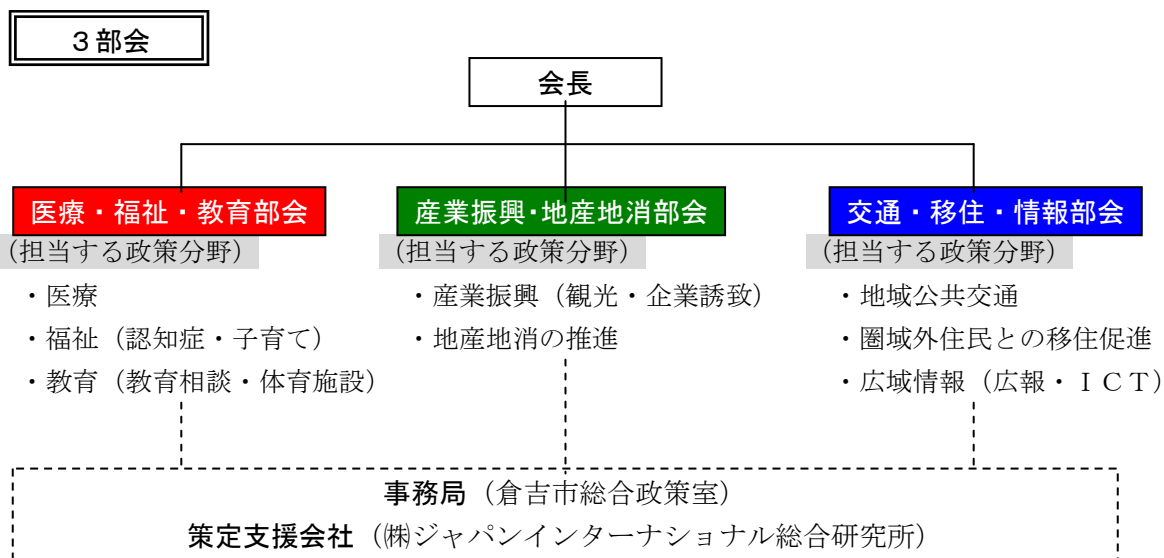
2 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会の運営体制について



懇談会の検討を補助するため



3つの部会を設置する



[添付資料1] 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会部会設置要領（平成22年9月24日施行）

[添付資料2] 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（部会） 委員名簿

※この資料は、第1回懇談会（H22.9.24 開催）の会議資料3を修正したものです。

3 定住自立圏共生ビジョンの策定スケジュール（実績）について

（1）全体スケジュール

実施項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
① 1市4町の協議 （役割分担等の協議）	→→→→→→→→→→ （素案作成（事務レベル）→再確認→副首長協議→首長協議→最終協議）							
② 広域連合との協議 （広域計画との調整）	→→→→→→→→→→ （事務局協議→広域計画との調整）							
③ 共生ビジョン懇談会 （共生ビジョンの検討）			①	②	③	④		⑤
	（全体会→部会→全体会）							
③ 共生ビジョン懇談会 （策定支援業務の実施）	→→→→→→→→→→ （ビジョン策定支援）（報告書等の作成）							
④ パブリックコメント （共生ビジョン案）						→→→	→	
④ 共生ビジョンの策定							→→→	→
								（策定）

※上記のスケジュールは、鳥取中部ふるさと広域連合広域計画の策定状況等を踏まえて調整していく。

※上記の○の番号は、1ページ目の体系図中の番号に合わせている。

（2）定住自立圏共生ビジョン懇談会の検討スケジュール（計画）⇒（実績）

① 第1回（9月24日）【全体会】

- 定住自立圏構想等の概要説明
- 懇談会の運営方法、検討スケジュール等の決定

② 第2回（11月上旬）【部会】⇒第2回（11月8日・9日・10日）【部会】

- 都市機能の集積状況、地域資源等の基礎データの確認
- 圏域の概況の検討、整理
（圏域の課題と可能性の検討）

③ 第3回（11月下旬）【部会】⇒第3回（11月24日・26日・30日）【部会】

- 圏域の課題と可能性の検討、整理
- 圏域における将来像の方向性の検討
- 協定に基づく具体的な取組の確認
（圏域における将来像及び将来像を表現するキャッチフレーズの検討）

④ 第4回（12月中・下旬）【全体会】⇒第4回（12月27日）【全体会】

- 圏域における将来像の検討、整理
- 定住自立圏共生ビジョン（素案）の検討

⑤ 第5回（2月上旬）【全体会】⇒第5回（2月 日）【全体会】

- パブリックコメントを踏まえた定住自立圏共生ビジョン（案）の確認
- 今後の懇談会の運営方法及び今後の検討課題の整理

(添付資料 1)

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会部会設置要領

(設置)

第1条 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）における検討を補助するため、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱（平成22年3月31日倉吉市長決裁）第7条の規定に基づき、懇談会に医療・福祉・教育部会、産業振興・地産地消部会及び交通・移住・情報部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定のために必要な事項を検討する。

(組織)

第3条 部会は、懇談会の委員のうちから、懇談会の会長（以下「会長」という。）が指名した委員（以下「部員」という。）で組織する。

2 部会に、部会長及び副部会長を置き、部員の互選によってこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、部会長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、又は他の方法で意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、倉吉市総合政策室において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年9月24日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、ビジョンの策定の日限り、その効力を失う。

(添付資料 2)

[第 1 回倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会 (H22. 9. 24) 会長決定事項]

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会 (部会) 委員名簿

1 医療・福祉・教育部会

(順不同・敬称略)

職名	氏名	備考
委員	小谷 次雄	(部会長)
委員	桑本 圭二	(副部会長)
委員	池田 宣之	
委員	森本 勤子	
委員	村島 満	
計	5名	

2 産業振興・地産地消部会

(順不同・敬称略)

職名	氏名	備考
委員	山脇 誠	(部会長)
委員	谷本 八郎	(副部会長)
委員	岩崎 元孝	
委員	上本 武	
委員	岸本 康子	
委員	遠藤 公章	
委員	高塚 良平	
計	7名	

3 交通・移住・情報部会

(順不同・敬称略)

職名	氏名	備考
委員	福井 恒美	(部会長)
委員	米田 功	(副部会長)
委員	山下 昇	
委員	青木 雅彦	
委員	福井 利明	
計	5名	

(資料 2 : 平成 22 年 12 月 22 日時点)

鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン

【素案 : 未定稿】

平成 22 年 12 月

鳥取県 倉吉市

目次

第1章 はじめに	1
1. ビジョンの目的	1
2. 定住自立圏の名称及び構成市町	1
3. ビジョンの期間	2
4. ビジョンの進行管理	2
第2章 圏域の概況	3
1. 地勢	3
2. 土地利用・自然環境	3
3. 人口・世帯	4
4. 医療	9
5. 福祉	9
6. 教育	10
7. 産業振興	10
8. 地域公共交通・道路ネットワーク	11
9. 地産地消	12
10. 移住・交流	12
11. 情報・広報	12
12. 人材	13
第3章 圏域の課題と可能性	14
1. 圏域の課題	14
2. 圏域の可能性	17
第4章 圏域の将来像	19
1. 圏域の将来像	19
2. 圏域づくりの基本方針	20
第5章 定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組	22
1. 生活機能の強化	23
2. 結びつきやネットワークの強化	43
3. 圏域マネジメント能力の強化	54
第6章 今後の検討課題(第5回懇談会:検討事項)	58
1. 添付資料	58

第1章 はじめに

1. ビジョンの目的

定住自立圏共生ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号総務事務次官通知）及び定住自立圏形成協定（平成 22 年 3 月 31 日倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町協定）に基づき、定住自立圏の圏域全体で人口の「定住」に必要な都市機能と生活機能を確保するとともに、圏域の地域資源を有効に活用して、「自立」に必要な経済基盤を培い、圏域全体の魅力の向上と活性化を図ることにより、圏域における定住を促進し、持続可能な圏域社会を構築するため、中長期的な観点から圏域の将来像とその実現のために必要な協定に基づく具体的な取組を示すものです。

また、このビジョンは、協定に基づく具体的な取組の推進に当たり、総務省をはじめ、国の各府省の支援の根拠となる計画です。

2. 定住自立圏の名称及び構成市町

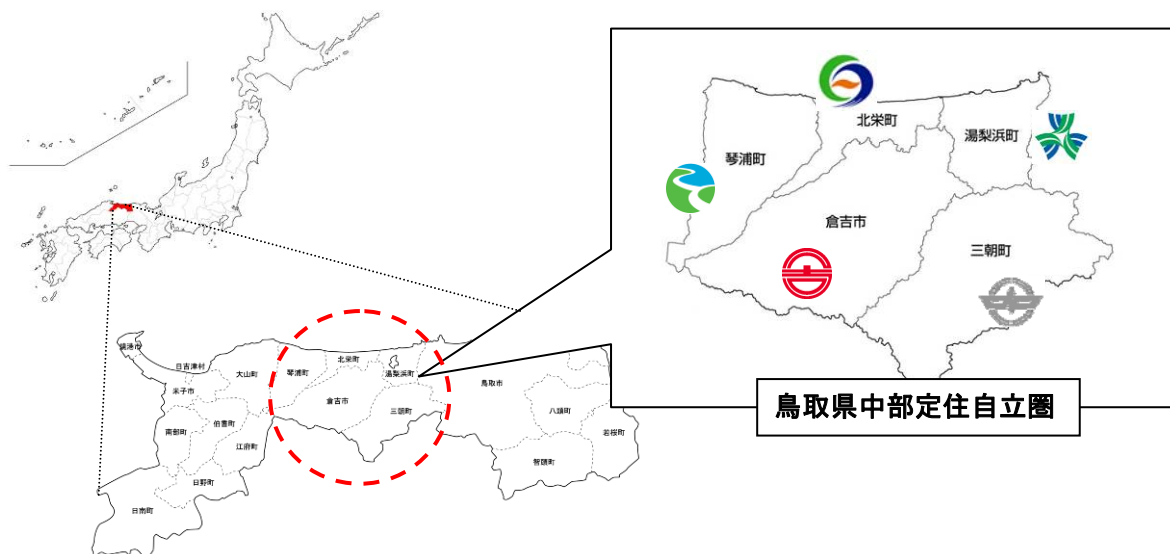
（1）定住自立圏の名称

鳥取県中部定住自立圏

（2）定住自立圏の構成市町

鳥取県中部定住自立圏は、倉吉市を中心市とし、周辺の三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町の 4 町で構成された圏域となっています。

県内では、県西部に位置する中海圏域（中心市：米子市・松江市）と、県東部に位置する鳥取・因幡圏域（中心市：鳥取市）が存在しており、タイプとしては、中海圏域が「県境型・複眼型」、鳥取・因幡圏域が大規模中心市型となっています。この 2 つの圏域の間に位置する中部圏域は、コンパクトな自立圏域を目指す「小規模中心市型」に分類されます。

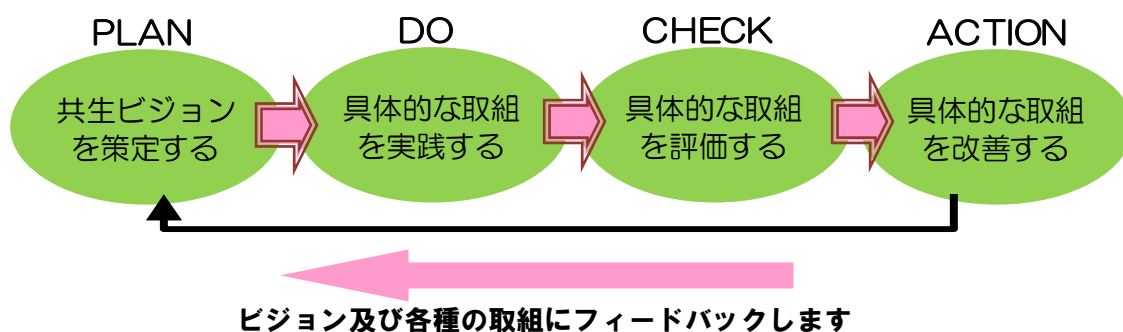


3. ビジョンの期間

このビジョンで示す将来像の実現に向けた具体的な取組の計画期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

4. ビジョンの進行管理

このビジョンは、策定後、定期的に具体的な取組の進捗状況を把握するとともに、管理・点検を行い、その結果を反映させていく「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Acton）」の循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）に基づき、毎年度所要の見直しを行います。



第2章 圏域の概況

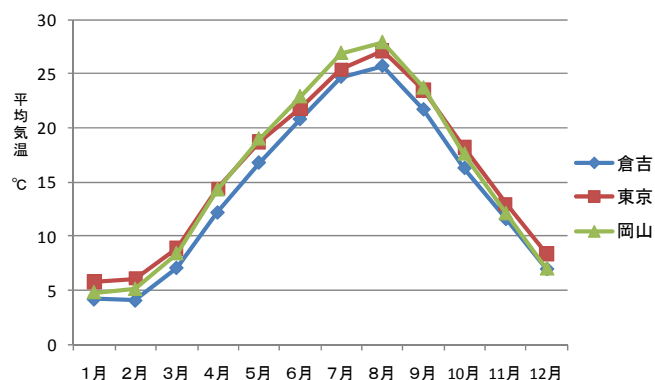
1. 地勢

(1) 面積・位置

中部圏域は、鳥取県の中央部に位置し、北部は日本海沿岸に、東部は県庁所在地の鳥取市、南部は岡山県、西部は大山町と江府町に隣接する圏域となっています。その総面積は780.6 km²で、鳥取県の約22%を占めています。

(2) 気象

気候は日本海岸気候区に属し、年間平均気温（1979年～2000年）は14.4℃となっています。年間平均気温を山陽の岡山と比べると約1℃、東京と比べると1.5℃低くなっており、比較的低い気温といえます。



2. 土地利用・自然環境

中部圏域全体における土地利用別面積をみると、山林・原野が466.5 km²（59.8%）、農用地が127.8 km²（16.4%）で、自然的土地利用は594.3 km²（76.1%）と圏域の約4分の3を占めています。

地形は、周囲を山麓に囲まれており、国道や県道沿いに市街地が形成されています。また、天神川に代表される河川をはじめ、打吹山、三徳山、船上山に代表される山岳、東郷湖、北条砂丘など、恵まれた水と緑の豊かな自然環境が大きな魅力となっています。

■土地利用区分

		倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	定住自立圏
農用地	田	31.51	7.30	13.90	15.95	9.87	127.79
	畑	16.75	2.18		13.01	17.32	
山林		59.81	221.06	39.34	84.96	13.72	466.53
原野		47.64			-		
水面・河川・水路		0.17	-	5.45	-	-	5.62
宅地		11.70	1.66	3.54	4.54	4.49	25.93
雑種地		4.25	1.26	-	-	-	5.51
その他		100.32	-	15.71	21.42	11.75	149.2
合計		272.15	233.46	77.94	139.88	57.15	780.58

資料：各市町勢要覧、都市マスタープラン、土地利用計画など（単位：km²）

注釈：各市町によって分類が異なる場合があります。

3. 人口・世帯

(1) 人口の推移

中部圏域の人口推移を約半世紀の長期的なスパンで見ると、昭和 55 年から昭和 60 年の高度経済成長時代と時期を同じくして、総人口は大きく増加し、昭和 60 年には 122,939 人まで達しています。しかし、昭和 60 年から平成 17 年の推移では、一転して減少傾向となっています。

また、年齢 3 区分別人口の推移についてみると、圏域全体では年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15～64 歳未満）が減少し、高齢者人口（65 歳以上）が増加している傾向がうかがえます。平成 2 年から平成 7 年にかけては、年少人口の減少数が 2,895 人で、生産年齢人口の減少数が 2,579 であったのに対し、平成 12 年から平成 17 年にかけては、年少人口の減少数が 1,974 人で、生産年齢人口の減少数が 3,046 人と、やや生産年齢人口の減少幅が大きくなっています。

■人口の経年変化

		倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	定住自立圏
昭和 55 年	総数	57,252	8,771	17,488	22,150	15,772	121,433
	15 歳未満	12,479	1,608	3,450	4,588	3,373	25,498
	15～64 歳未満	37,580	5,707	11,346	14,446	10,137	79,216
	65 歳以上	7,192	1,456	2,692	3,116	2,262	16,718
昭和 60 年	総数	57,306	8,880	17,498	22,326	16,929	122,939
	15 歳未満	12,181	1,665	3,529	4,555	3,852	25,782
	15～64 歳未満	36,821	5,623	10,918	14,221	10,484	78,067
	65 歳以上	8,304	1,592	3,047	3,550	2,593	19,086
平成 2 年	総数	56,602	8,700	17,309	21,736	17,155	121,502
	15 歳未満	10,741	1,582	3,328	4,044	3,589	23,284
	15～64 歳未満	36,031	5,289	10,478	13,599	10,560	75,957
	65 歳以上	9,830	1,829	3,502	4,093	3,002	22,256
平成 7 年	総数	55,669	8,356	17,167	21,184	17,228	119,604
	15 歳未満	9,332	1,322	3,007	3,533	3,195	20,389
	15～64 歳未満	34,883	4,958	10,177	12,797	10,563	73,378
	65 歳以上	11,454	2,076	3,983	4,854	3,470	25,837
平成 12 年	総数	54,027	7,921	17,381	20,442	16,915	116,686
	15 歳未満	8,037	1,060	2,811	3,003	2,589	17,500
	15～64 歳未満	33,169	4,557	10,277	12,024	10,412	70,439
	65 歳以上	12,790	2,304	4,293	5,410	3,914	28,711
平成 17 年	総数	52,592	7,509	17,525	19,499	16,052	113,177
	15 歳未満	7,159	910	2,605	2,656	2,196	15,526
	15～64 歳未満	31,695	4,285	10,393	11,203	9,817	67,393
	65 歳以上	13,725	2,314	4,527	5,638	4,039	30,243

資料：国勢調査（単位：人）

(2) 世帯数

世帯数の経年変化をみると、圏域全体では平成2年から平成17年までの15年間で2,643世帯が増加し、年間平均で約130世帯が増加していることがうかがえます。

一方、世帯人員の経年変化をみると、年々減少傾向にあり、核家族化が進行している傾向となっています。

■世帯数と世帯人員の経年変化

		倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	定住自立圏
世帯数	平成2年	16,750	2,566	4,580	5,826	4,330	34,052
	平成17年	18,119	2,517	5,365	5,964	4,736	36,695
世帯人員	平成2年	3.38	3.39	3.78	3.73	3.96	3.57
	平成17年	2.90	2.98	3.27	3.27	3.39	3.08

資料：国勢調査（単位：世帯、人/世帯）

(3) 人口動態

平成17年から平成21年にかけての自然増減数（出生人口と死亡人口の差）は、平成17年の湯梨浜町以外、いずれも減少しています。社会増減数（転入人口と転出人口の差）についても、平成17年と平成18年の湯梨浜町以外、いずれも減少となっています。

また、自然増減数と社会増減数の和で表される人口動態についても、自然増減数と同様の傾向となっています。

■人口動態の経年変化

	倉吉市			三朝町			湯梨浜町			琴浦町			北栄町		
	増減数	自然増減数	社会増減数	増減数	自然増減数	社会増減数	増減数	自然増減数	社会増減数	増減数	自然増減数	社会増減数	増減数	自然増減数	社会増減数
平成17年	-553	-145	-408	-118	-77	-41	128	2	126	-213	-109	-104	-220	-108	-112
平成18年	-426	-112	-314	-82	-27	-55	-48	-72	24	-220	-89	-131	-127	-81	-46
平成19年	-706	-224	-482	-62	-30	-32	-81	-61	-20	-293	-154	-139	-81	-60	-21
平成20年	-367	-191	-176	-100	-25	-75	-110	-33	-77	-242	-120	-122	-243	-67	-176
平成21年	-309	-181	-128	-129	-57	-72	-163	-55	-108	-195	-119	-76	-92	-66	-26

資料：とっとり統計ナビ（単位：人）

(4) 昼夜間人口比率

中部圏域の昼夜間人口比率（昼間に居る人口と常住人口（夜間に居る人口）の割合）をみると、倉吉市では昼夜間人口比率が 100 を超えています。周辺の 4 町ではいずれも 100 以下となっています。

■昼夜間人口比率

	倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	定住自立圏
平成 12 年	111.3	88.9	80.2	94.2	87.8	98.8
平成 17 年	111.6	89.7	79.9	96.6	88.1	99.3

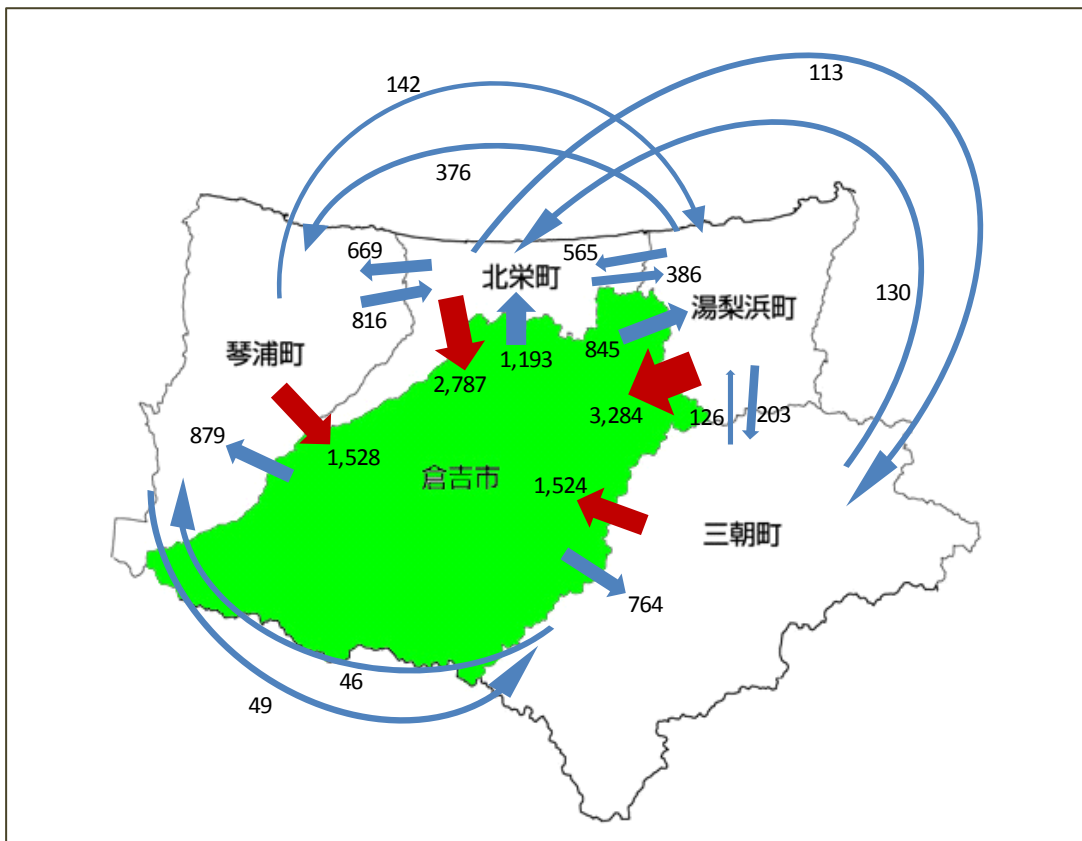
資料：国勢調査（単位：なし）

注釈：昼夜間人口比率＝昼間人口／常住人口×100

(5) 通勤・通学の状況

平成 17 年の国勢調査において、各市町に常住する就業者と通学者の通勤・通学の状況をみると、4 町のいずれも、倉吉市へ通う人が多くなっています。また、倉吉市からは北栄町へ通う人が最も多く、次いで琴浦町、湯梨浜町、三朝町の順となっています。

■通勤・通学の状況



(6) 将来人口

平成 22 年以降の将来人口は、市町によって若干の差はあるものの、いずれにおいても今後も減少する傾向であると推測されます。また、人口流動を考慮しない「封鎖人口※」と「趨勢人口※」人口を比較すると、30 年後には約 1.2 万人の差が発生しますので、人口の流出を抑制することが今後の圏域の維持に大きく関わることがうかがえます。

■将来人口の推計

	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年	平成 52 年
倉吉市	50,977	47,597	44,761	42,081	39,801	37,769	35,500
三朝町	7,285	6,581	6,018	5,496	5,062	4,736	4,394
湯梨浜町	17,744	16,819	16,071	15,355	14,701	14,070	13,343
琴浦町	19,343	17,740	16,484	15,352	14,389	13,539	12,628
北栄町	16,193	15,181	14,328	13,523	12,786	12,106	11,333
定住自立圏	111,542	103,881	97,589	91,706	86,624	82,097	77,069

資料：各市町住民基本台帳（外国人を含む）より作成（単位：人）

■定住自立圏の将来人口推計

	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年	平成 52 年
趨勢人口	111,542	103,881	97,589	91,706	86,624	82,097	77,069
15 歳未満	14,354	13,197	12,124	10,923	9,747	8,734	7,982
15～64 歳未満	66,110	59,607	53,955	49,689	46,480	43,714	39,727
65 歳以上	31,078	31,077	31,511	31,094	30,397	29,649	29,360
封鎖人口	111,542	107,825	104,076	100,374	96,715	92,891	88,772
15 歳未満	14,354	13,514	12,833	12,309	11,857	11,323	10,715
15～64 歳未満	66,110	61,431	57,323	54,367	52,273	50,618	47,948
65 歳以上	31,078	32,881	33,920	33,698	32,586	30,950	30,110
趨勢人口と封鎖人口との差	0	3,944	6,487	8,668	10,091	10,794	11,703
15 歳未満	0	316	710	1,386	2,110	2,589	2,733
15～64 歳未満	0	1,823	3,368	4,678	5,793	6,904	8,221
65 歳以上	0	1,804	2,409	2,604	2,189	1,301	750

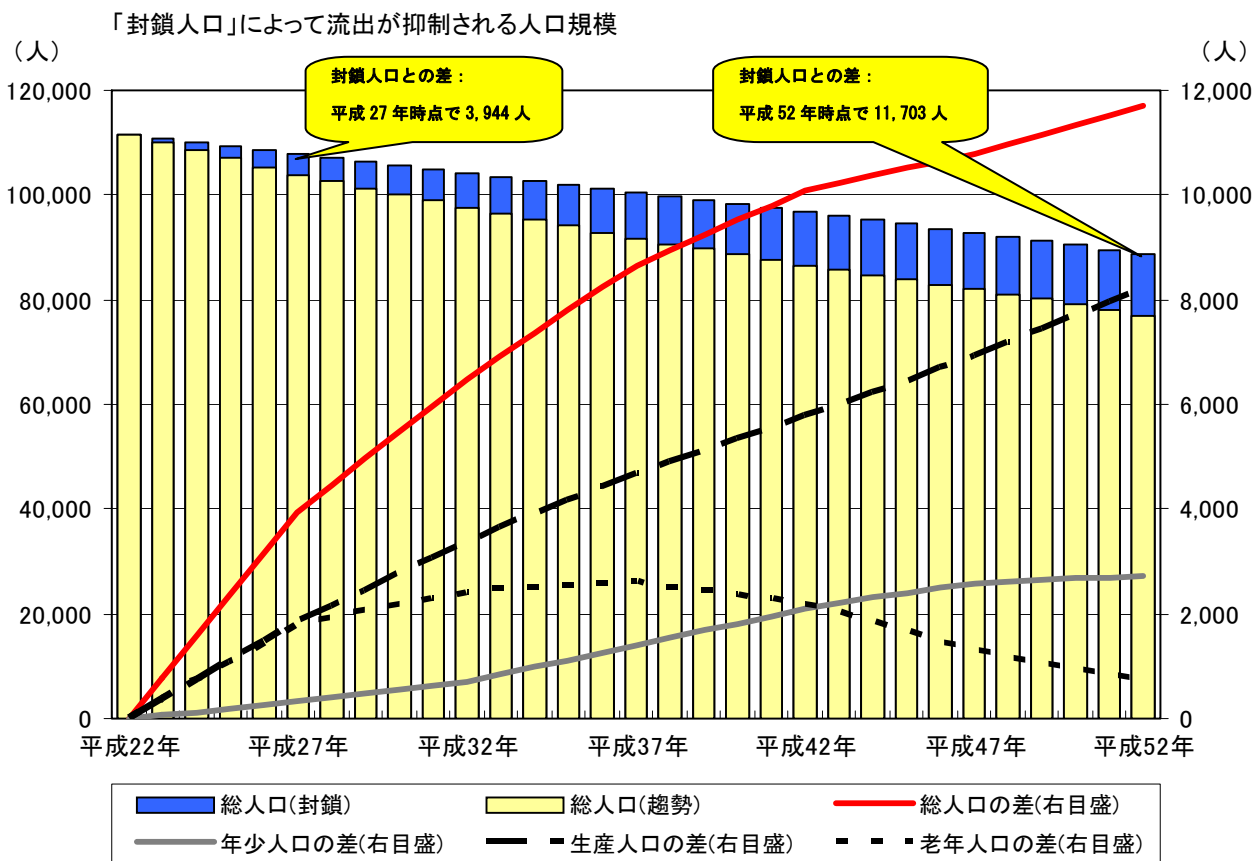
資料：各市町住民基本台帳（外国人を含む）より作成（単位：人）

※小数点以下の処理により、合計等の数値が合致しない場合があります。

※趨勢人口…これまでの人口動態が今後も続くと仮定して推計した人口

封鎖人口…人口動態のうち、社会移動（転入と転出）が全く無いものと仮定して推計した人口

趨勢人口と封鎖人口との差…趨勢人口から封鎖人口を引いた値



推計方法：平成17年～平成22年の各年9月30日現在の各市町の住民基本台帳人口を基に、平成22年を基準年としてコーホート要因率法により推計しました。0～4歳人口については、子ども女性比(0～4歳人口と15～49歳女性人口の比率)により算出しました。5歳以上の推計には平成19年鳥取県生命表を使用しました。

4. 医療

倉吉市には、病院、診療所、医師など、医療機関の基盤が最も整っており、三朝町には三朝温泉病院などの中部保健医療圏で連携体制の役割を果たす代表的な医療機関があります。ほかの3町では診療所が中心となり、医療を行っている状況です。医師数で見ると、特に循環器内科、消化器内科、眼科、小児科、産科などの診療科目に従事する医師の数に地域差がある状況となっています。

また、県内の病院における保健医療圏（東部・中部・西部）ごとの患者住所地別の入院患者の状況については、東部及び西部では、患者の90%以上が圏域内の医療機関へ入院していますが、中部では、一般病床及び精神病床の患者が他圏域で入院している割合が若干多くなっています。

5. 福祉

（1）高齢者福祉

高齢者を取り巻く状況を見ると、中部圏域の高齢化率は26.7%となっており、特に三朝町（30.8%）、琴浦町（28.9%）で高くなっています。また、圏域内で比較すると、三朝町では、高齢者夫婦の世帯、単身高齢者の世帯の数が多く、琴浦町では、高齢者夫婦の世帯の数が多くなっています。



要介護（要支援）認定者では、軽度（要支援1、要支援2、要介護1）の割合が倉吉市、琴浦町、北栄町で40%を超えています。また、中度の割合は三朝町で37.3%、重度の割合は北栄町で23.9%と、それぞれ圏域内で最も高くなっています。

介護保険サービス等の状況では、倉吉市ではサービス事業所の数が最も多く、各町では居宅サービスを中心に供給基盤が確保されている状況です。圏域全体で見ると、居宅系の介護サービスは一定程度整えられている状況ですが、施設入所に関する待機者数は、東部、西部と比較すると少ないものの、若干うかがえる状況となっています。

（2）子育て支援

保育所（園）や放課後児童クラブ（学童クラブ）などの子育て支援関連の施設については、一定基盤が整えられている状況です。また、子育て支援サービスについても、各市町で不足しているサービスなどは、各市町の次世代育成支援行動計画における事業量見込みをみると、将来的に整備する方向で計画されています。また、各町で整備が難しいサービスなどは、広域にて対応している状況です。

（3）障がい者福祉

障がい者に対する福祉サービスについては、居宅系サービスは各市町で基盤が確保されている状況ですが、施設系や日中活動系のサービスは倉吉市に集中しており、広域で対応している状況です。

6. 教育

中部圏域には幼稚園が8園、小学校が33校（分校を含む）、中学校が13校あり、各市町で教育基盤は整えられている状況です。高等学校は7校で倉吉市、湯梨浜町、北栄町にそれぞれあり、専修学校は5校、短期大学等は2校あり、主に倉吉市に集中しています。

また、体育施設についてみると、体育館、野球場、庭球場などは、全ての市町に整備されており、他にも陸上競技場、フットサルコート、ゲートボール場など、住民のスポーツ活動を促進する施設が概ね整っています。

文化・コミュニティ施設についても、各市町に図書館、博物館などが整備されているほか、倉吉市には、鳥取県立倉吉未来中心が整備されており、圏域住民の憩いの場、交流の場として活用されています。

7. 産業振興

（1）観光

中部圏域は、古くから由緒ある歴史や伝統を持った圏域であり、白壁土蔵群をはじめ、三徳山三佛寺・投入堂、由良台場跡などの史跡が多く存在する圏域です。その他にも、自然環境、景勝、温泉、祭りなど、各市町を代表する観光資源や拠点が豊富に存在しています。

そうした歴史的背景や地理的環境、風土などを活かしながら、倉吉市のレトロ（遙かなまちへ倉吉探訪）、三朝町のラジウム温泉、湯梨浜町のロハス、琴浦町のグルメストリート、北栄町のコナン通りなど、近年では、各市町がそれぞれに目を引く取組を進めており、圏域の観光振興が図られています。

しかし、魅力的な観光資源やイベントが存在する一方、圏域周辺の観光入込客数と温泉地別入湯客数は、平成17年から平成21年にかけて減少傾向となっています。



（2）産業構造

中部圏域の産業構造について、平成17年の産業3区分別の就業者数をみると、圏域全体で58,914人となっており、その内訳は、第一次産業10,387人（17.6%）、第二次産業14,373人（24.4%）、第三次産業33,539人（56.9%）となっています。また、産業大分類別にみると、特には、農業（漁業）、建設業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉に従事する人が多い状況となっています。

重要な基幹産業の一つである農業については、農家人口が経年的に減少しており、平成12年から平成17年にかけて約6,000人の減少となっています。そのほか、農業産出額の

減少や耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は一層厳しいものとなっています。

工業統計調査をみると、圏域における製造業の従業員数、製造品出荷額の推移は、近年（平成 16 年から平成 20 年）では増加・横ばい傾向となっています。また、商業統計調査をみると、事業所数、従業員数、年間販売額ともに、近年（平成 11 年から平成 19 年）では減少傾向となっています。

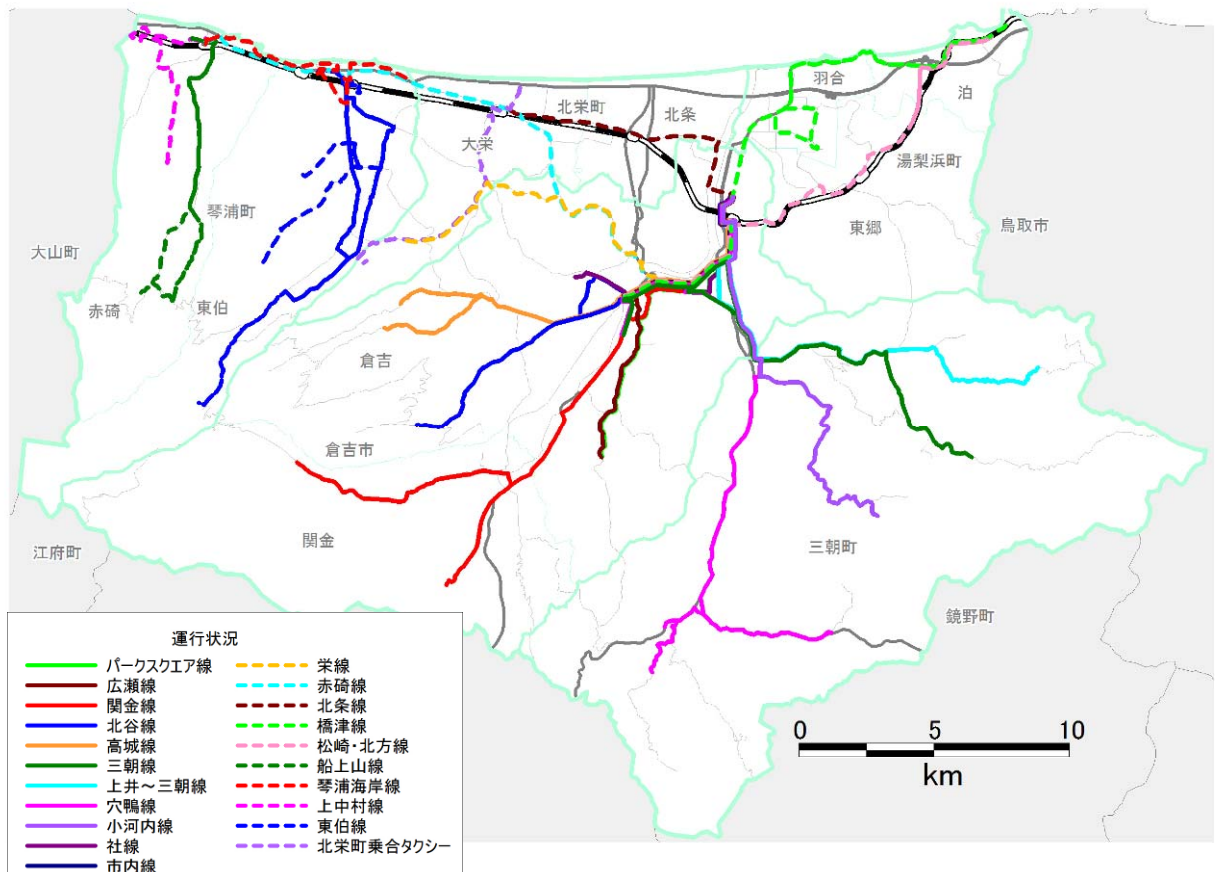
8. 地域公共交通・道路ネットワーク

(1) 地域公共交通の状況

バス交通に関しては、中部圏域の玄関口である倉吉駅などを拠点に、高速バスや一般路線バスが運行されており、圏域内で1日 387 便（53 路線）が運行され、圏域住民の重要な移動手段となっています。その他にも、ワンコインバス、コミュニティバス、デマンド運行バス、NPO 法人による過疎地有償運送の実施や乗合タクシーの運行など、各市町でコミュニティに合った地域の交通網を補完する交通サービスが実施されている状況です。また、三朝町以外の各市町には JR 各駅が整備されており、鉄道も利用できる環境が整っています。

なお、平成 22 年に鳥取県中部地域公共交通協議会が実施した住民アンケートによると、普段の移動手段として何らかの公共交通手段を利用している人の割合は、全体の 2～4 割程度となっています。

■バスの路線図



(2) 道路ネットワーク

広域道路については、山陰道（青谷羽合道路、東伯中山道路）や北条湯原道路など、圏域内外を連結する地域高規格道路やインターチェンジ等が各市町に整備されつつあります。これにより、都市圏へのアクセス時間の短縮や生活圏の広がりなど、住民生活にとって利便性を高めるネットワーク網が形成されます。

また、圏域内の道路は、国道9号、179号、313号を基幹に県道、市町道、基幹農林道などが結ばれており、相互に連携し、利用しやすい道路ネットワークが形成されています。

9. 地産地消

特産物は、梨、スイカ、メロン、ぶどうなどの農産物、和牛（肥育・繁殖）、乳牛、生乳、玉子などの畜産物、しいたけ、しめじ、竹炭、竹酢液などの林産物、シジミ、鮮魚などの水産物など、地域食材が豊富に存在しています。また、水を活かした地酒や醤油づくりも行われており、各市町の特色を活かした品目が豊富にあります。

また、鳥取中央農業協同組合での取組として、夢マートやあぐりポート琴浦、満菜館など、圏域内に8つの直売所が設けられており、その年次販売額は、平成21年度実績で10億円を超えています。また、その会員数も年々増加し、平成14年には約580名であったのに対し、平成21年度では約3,700名まで伸びている状況です。

そのほか、食育に関する取組も鳥取中央農業協同組合、商工会議所などの関係機関と行政、学校、保育園（所）など圏域全体で進められています。

10. 移住・交流

移住に関する受け入れ事業の取組として、空き家バンク登録制度が進められており、倉吉市、琴浦町、北栄町で売買・賃貸物件の紹介や助成支援などが実施されています。

また、圏域内の住宅整備状況（平成20年住宅・土地統計調査）では、圏域内の専用住宅総数31,710戸のうち、持ち家数は24,910戸（78.6%）となっています。また、平成17年国勢調査では、県内で北栄町が持ち家比率5位、琴浦町が持ち家延べ面積（1世帯当たり）1位と、極めて高くなっています。

11. 情報・広報

広報については、広報誌やホームページなどを活用して情報が発信されています。倉吉市では、情報通信基盤を利活用し、インターネットを活用したメール配信サービスや地域SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、ケーブルテレビを活用したL字情報サービス（三朝町を含む）なども実施しています。

なお、圏域内のケーブルテレビは、日本海ケーブルネットワーク株式会社（NCN）が倉吉市と

三朝町を、鳥取中央有線放送株式会社（TCC）が湯梨浜町、琴浦町、北栄町を放送エリアとして運営しており、その加入率は、各町で7～9割程度、倉吉市で約6割となっています。

12. 人材

中部圏域のボランティア団体・NPO 法人数（平成 22 年）をみると、146 団体（うち NPO 法人数は 21 団体）となっており、住民による各種のまちづくり活動の取組によって、地域活動を支えています。

また、活動分野別の内訳をみると、ボランティア、NPO 法人による活動において最も多いのは、保健・医療・福祉の分野であり、81 団体となっています。そのほか、まちづくり分野で 48 団体、環境保全が 41 件、子どもの健全育成が 36 団体と、比較的多い分野となっています。

第3章 圏域の課題と可能性

1. 圏域の課題

圏域の総人口は昭和 60 年以降、減少に転じており、現状のまま推移すれば、少子高齢化の進行とともに地域活力の一層の低下が懸念されます。

全国的な人口減少社会の到来に対して、活力と魅力にあふれた地域社会を維持・創出していくためには、子どもや女性、高齢者等を含めた、より多くの人々が活躍できる「活動の場」と「活動の機会」の創出に努めることが必要となっています。

今後の流出人口を抑制するため、まずは住みよさ・暮らし良さを向上させる取組を充実し、圏域外をはじめ、国内外からも人を呼び込むため、圏域全体の付加価値を高めて、交流を活性化させ、消費や人を呼びこむことが求められています。

(1) 暮らしを支える生活分野に関連する課題

- ① 二次保健医療圏として、倉吉市や三朝町に中心的医療機関も配置されていますが、平日夜間における一次救急体制の整備や二次救急から三次救急への搬送体制の改善など、救急医療体制の充実が必要となっています。また、小児科医や産科医の不足、在宅医療体制の充実、無医地区の集落への対応や通院手段の確保などの課題があり、誰もが安心して暮らせる医療サービスの提供体制の確保が求められています。
- ② 今後ますます進む少子高齢化の波に対応するため、福祉サービスの質の向上や格差の解消、地域に根差した福祉の充実が課題となっています。また、子育てに悩む家庭へのサポート体制など地域の実情に応じた支援が求められています。
- ③ 一定の教育機関が整っている一方で、家庭教育の問題をはじめ、子育てに関する教育相談や不登校児童の増加、児童数・生徒数の減少などが課題となっています。また、体育施設・生涯学習施設についても、住民の生活へのニーズが複雑化する中、多様な学習・スポーツの機会の提供が求められており、より利用しやすい環境の整備、施設の機能の維持・充実、施設の有効活用に関する方策等の検討を進めることが必要となっています。

(2) 活力・元気を生み出す産業分野に関する課題

- ① 基幹産業のひとつである第一次産業（特に農業）については、輸入自由化による国際競争や産地間競争の激化などによる厳しい状況下で、安定的に所得・収益を確保することが難しくなっており、農家戸数及び農業人口の減少、就業者の高齢化、後継者不足といった課題に直面しています。また、そうした状況を背景に、耕作放棄地が増加し、経営耕地面積も年々減少しており、今後ますます生産性の低下や環境保全への悪影響を招くことが懸念されます。
- ② 第二次産業や第三次産業についても、景気の長期的な低迷を背景に、地場産業の衰退、雇用情勢の不安定化が進んでおり、人口定住に必要な就業の場の確保の点でも産業・経済の活性化は喫緊の課題となっています。
- ③ 郊外での大型店舗の出店が目立つ中、市街地での空洞化が進んでおり、活気や賑わい

が少なくなっている状況がうかがえます。

- ④ 豊富な農産物・水産物を活かすためのブランド化、高付加価値化による収益性を促す仕組みづくりが求められています。
- ⑤ 観光面では、各市町がそれぞれ豊富な地域資源を活用して観光振興を進められていますが、多様化・拡大化する観光ニーズに対応するため、積極的な広域観光の振興が必要となっています。また、今後は、国際的に広がる観光ニーズを捉え、新たな交流と地域の活性化を生み出す、海外からのインバウンドへの受け皿づくりも必要となっています。

(3) 賑わいを生み出す結びつきやネットワーク分野に関連する課題

- ① 豊かな地場の農産物、水産物について、圏域内で消費していく体制が充実していないため、圏域内での地産地消を推進するとともに、地産他消への取組を促進することも重要となっています。
- ② JR、広域バス、路線バス、地域コミュニティでの移動手段など、様々に交通網が整備されていますが、連結・連携の体制が不十分となっています。特に、公共交通の基幹である路線バスは、利用者の不足、一部の非効率な路線体系などにより、安定的な経営が困難になっており、サービス水準が維持できないといった課題がうかがえます。また、今後、更に超高齢社会が進展していく中で、高齢者の通院・買い物などの交通手段の確保についても必要性が高まっています。
- ③ 移住に関する取組やニーズは増えているものの、受け入れをする住民意識の不足や雇用の問題で、定住化を促進できない状況がうかがえます。
- ④ 「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査（平成 17 年農林水産省調査）」では、都市に住む人が農山漁村地域で滞在中にしたいこととして、「温泉」、「観光地めぐり」、「名物料理を食す」、「そば打ちや乳製品の加工品づくり」が上位項目となっており、ニーズを満たす要件や資源が中部圏域には十分に備わっているため、今後は、そうした情報提供や各種活動のネットワーク化を促し、ニーズとのマッチングを図るサポート体制の充実が求められています。
- ⑤ 圏域内のケーブルテレビの情報は2分化されており、圏域内で受け取る情報が統一できていないため、圏域内の情報の共有化が望まれています。また、高度情報化社会の形成のため、情報通信技術（ICT）を活用した情報発信の強化に関する取組も重要となっています。

(4) 地域づくりを担う人材育成に関連する課題

- ① 住民のライフスタイルが多様化し、住民ニーズがより多様化・高度化する中で、行政職員は、その数が限られており、多くの事務や業務を兼務でこなしていかなければならず、専門知識や技術の習得が課題となっています。
- ② ボランティア団体や NPO 法人などの活動は活発ですが、分野によっては各種の取組を連携させることで、より効果的な取組となる場合があるため、今後、関係団体間の情報の共有化や人材交流など、圏域内のネットワーク化を図り、有機的に連携していくことが重要となります。
- ③ 全国的な財政難や財源の縮小傾向の中、公的支援だけでは住民生活の質を維持してい

くことが困難となっており、共生・協働の視点から、行政と住民、企業、学校、NPO 法人等の圏域社会の様々な主体が、明確な役割分担と責任のもとでお互いに連携し、まちづくりを進めていくことが求められています。そのためにも、地域のまちづくり活動を支援し、公共サービスを補完する新たな公共の担い手を育成する仕組みづくりが今後ますます重要となっています。

2. 圏域の可能性

中心市である倉吉市と、圏域を構成する三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町の4町が有機的に連携し、以下の可能性を最大限に高めることで、定住自立圏として発展していくことが期待されます。

(1) 美しい自然環境が整った魅力的かつ豊富な地域資源が存在する圏域

天神川に代表される河川をはじめ、打吹山、三徳山、船上山に代表される山岳、東郷湖、北条砂丘など、圏域を構成する各市町それぞれに代表的な自然環境があり、この美しく恵まれた水と緑の環境は、圏域の大きな魅力となっています。

そうした肥沃な大地、豊かな風土からは、梨、スイカ、メロンなどの農産物、和牛、乳牛などの畜産物など、県内でも有数の特産物が数多く生み出されています。

そのほかにも、文化財指定件数は県内で上位であり、由緒ある多くの歴史文化物・名所が存在しています。このような豊富な地域資源を有効に活用することで、圏域の魅力を向上させる可能性が高まります。

(2) 安全・安心を感じられる質の高い生活支援・サポート基盤がある圏域

医療については、県内の二次保健医療圏としての基盤が整っており、それぞれの医療機関が専門性を活かして連携しています。また、福祉サービスについては、種類・数が多く、介護や子育てサービスなどの福祉分野では、一定の生活支援やサポート体制が確保されているといえます。

教育の面でも、学校教育、社会教育などの面で学習環境・施設環境が整っており、今後も、それらの基盤整備とネットワーク化を更に充実していくことで、誰もが安全に安心して暮らしていける質の高い圏域づくりが可能となります。

(3) 圏域を支える産業基盤と特色ある産業構造をもった圏域

地場産業の低迷傾向はあるものの、圏域を構成する各町の就業率は全国平均を上回っており、県内でも比較的高く、特に女性の就業率が非常に高いものとなっています。また、倉吉市は人口千人当たりの事業所数、従業者数、商店数が県内トップクラスとなっています。その産業構造（就業者数の内訳）としては、農業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉業の分野に従事する者が多くなっており、前述したように、特に医療・福祉基盤の整ったこの圏域では、医療・福祉産業がまちの一大産業ともなっています。

圏域の豊かな資源や特色ある産業構造を活かした6次産業の創出、また、農商工連携・産学官連携等によるものづくり産業の強化などにより、農林水産業の振興や地場産業の育成を図るとともに、新規産業の誘致・育成等によって、一体的に産業の活性化がなされ、経済基盤の強化、就業環境の充実が進むものと期待されます。

(4) 人とモノの交流を生み出すツーリズム要素の多い圏域

多種多様な歴史、伝統文化を併せ持つ倉吉市、県内でも有数の温泉資源がある三朝町、ロハスを推進しスローライフを感じることのできる湯梨浜町、牛乳やあごカツカレーなど

独自の地場グルメを生み出している琴浦町、環境への取組や、漫画によるオリジナルなまちづくりを推進する北栄町。中部圏域は各市町が持つ独自の観光施設と豊富な観光資源が点在しています。また、各市町に豊かな自然環境と農畜産物や水産物などの資源が豊富にあり、訪れたい要素（ツーリズムに繋がる要素）が多分に備わっている圏域であるといえます。

こうした資源を広域的に結びつけ、他分野とも連携を図ることで、圏域内・外との交流がますます活発になり、圏域外から足を運ぶ機会が大きく広がります。

（５）県の中央部に立地する利便性を活かせる圏域

県の中央部に位置する中部圏域は、岡山県、鳥取・因幡圏域、中海圏域と隣接しており、山陰地方の東西あるいは南北の交流・連携の要として、重要な位置付けとなっています。また、鉄道網、高速バスをはじめ、鳥取空港・米子空港からの飛行機を活用して、主要都市へのアクセスが可能な環境もあります。

今後、北条湯原道路の整備が進むことにより、山陰自動車道や米子自動車道へのアクセス時間がより一層短縮されます。こうした立地を活かし、さらなる利便性の向上を図ることが可能となります。

（６）「中部はひとつ」という連携意識の高い圏域

中部圏域は、圏域を構成する各市町間の移動が 30 分以内にできる距離・範囲となっています。そのため、昔から「中部はひとつ」という強い連携意識のもと、単独市町で解決できない課題等に対し、鳥取中部ふるさと広域連合を中心として、各市町が連携しながら様々な取組を行い、課題解決に当たってきた背景があります。

また、「ボランティア活動」の行動者率が全国第 1 位（平成 18 年社会生活基本調査）となった鳥取県の中でも、ボランティア団体活動や NPO 活動が盛んな圏域でもあります。

このような要素から、鳥取中部ふるさと広域連合を中心とし、各市町間の連携をより一層強めて広域的な課題に対応するとともに、併せて、地域活動の担い手の育成と NPO 法人等の圏域社会の様々な主体と連携することによって、細部の課題へ対応できるきめ細やかな圏域づくりが可能となります。

この圏域の特色でもある「絆を大切にする温かい気風を持った土地柄・気質」こそ、人と人とを結び付け、定住を促進するのに欠かせない要素です。



第4章 圏域の将来像

1. 圏域の将来像

現在、我が国の総人口は急速に減少し、地方圏のみならず都市圏の人口まで減少していく厳しい情勢にある中、国際競争の激化による産業の低迷・衰退、社会保障費の増加、地球規模での環境問題、情報のグローバル化など地方自治体を取り巻く環境は、より一層、複雑化・多様化の様相をみせています。また、地方分権から地域主権への流れとともに、基礎自治体における役割や責任はより一層重要なものとなっています。

中部圏域では、美しい自然環境、医療・福祉などの生活支援サービス、山陰地域の要所としての地勢、農畜産物をはじめとする豊かな資源、歴史・伝統ある産業基盤、各市町独特の観光資源や拠点、また、人と人とを結び付ける絆・風土など、この圏域に備わっている各種の資源や環境は、今後も圏域の発展を支えうる可能性を多分に有しています。

そうした中で、この圏域では、古くから文化・伝統面や経済面において深い繋がりを形成しており、近年の高速交通網の整備や高度情報通信網の発達により、その結び付きはますます強くなっています。

そのため、こうした圏域を構成する強い連携意識のもと、倉吉市の機能と周辺の4町の機能が有機的に連携し、質の高い「暮らし良さ（住み続けたいくなる要素）」を感じられる生活基盤を整備していくことが、人口減少を食い止めるのに必要な要素といえます。また、豊かな資源や交流拠点など、ポテンシャルの高い地域の資源を相互に連携・活用することで、圏域単位での「魅力（住みたくなる要素）」を創出することが重要だと考えます。

こうした有力な環境・特性を最大限に活かしながら、住む人にとっての生活の質の充実と、圏域の豊かな生活価値を圏域外に広め、人やモノの交流を更に促進する、山陰地域の要所としてなくてはならない圏域を目指します。

このような方向性をふまえ、圏域の将来像を以下のように設定します。

■中部圏域の将来像(案)※他案も準備する予定です。

あした

彩りある豊かな未来を創出する 文化田園都市圏

～5つの絆で中部はひとつ～

- 彩り**・・・中部圏域の美しい自然環境、多彩で豊かな地域資源。
- 未来**・・・これからの実りある暮らし、若者の希望、子どもたちの笑顔。
- 文化田園都市圏**・・・歴史・伝統、文化を継承して発展する圏域。豊かな自然環境と都市機能を併せ持つ圏域。
- 5つの絆**・・・①1市4町の連携のもと、②行政と地域の協働、③中部の温かい気風、④人と人との支え合い、⑤圏域内外の交流の5つの絆を大切にす。

2. 圏域づくりの基本方針

圏域の将来像の実現に向けて、圏域づくりの基本方針を以下のように定めます。

豊かさ・魅力

■美しい自然環境、多彩な地域資源を活かした圏域づくり

中部圏域は水と緑に囲まれた豊かで美しい自然環境が大きな魅力であり、そして、この風土から歴史・伝統文化、農畜産物や水産物など、様々な地域資源が生まれています。そのため、このような有用な資源を再認識し、1市4町が一体となって、有効かつ最大限に活かす圏域づくりを進めます。また、恵まれた環境を守り、次の子どもたちの世代に誇りを持って引き継いでいけるよう、自然環境にも配慮した取組を推進します。

安全・安心

■安全・安心が確保された住み良い圏域づくり

住民の暮らしや生活を支える医療、福祉などの基盤・サービスの充実を図り、また、教育面においても、学ぶことができる環境を整備することで、生活の質などの好条件を更に充実するように取り組みます。そのほか、消防や防災体制など、大規模な事故や災害などへの体制も確保し、住む人が安全・安心に暮らせる住みよい圏域づくりを進めます。

元気・活力

■活力・元気を創出する魅力ある圏域づくり

圏域の魅力の一つとなっている観光分野において、ネットワーク化を図り、広域的な観光基盤の整備を推進します。また、地域資源を活かした6次産業の創出やものづくり産業の強化など、農林水産業の振興や既存企業などの育成に取り組み、産業の活性化や雇用の創出に努めることで、圏域の活力・元気を生み出す圏域づくりを進めます。

多様性・交流

■人・モノ・情報の流れを促し、結びつきを強める圏域づくり

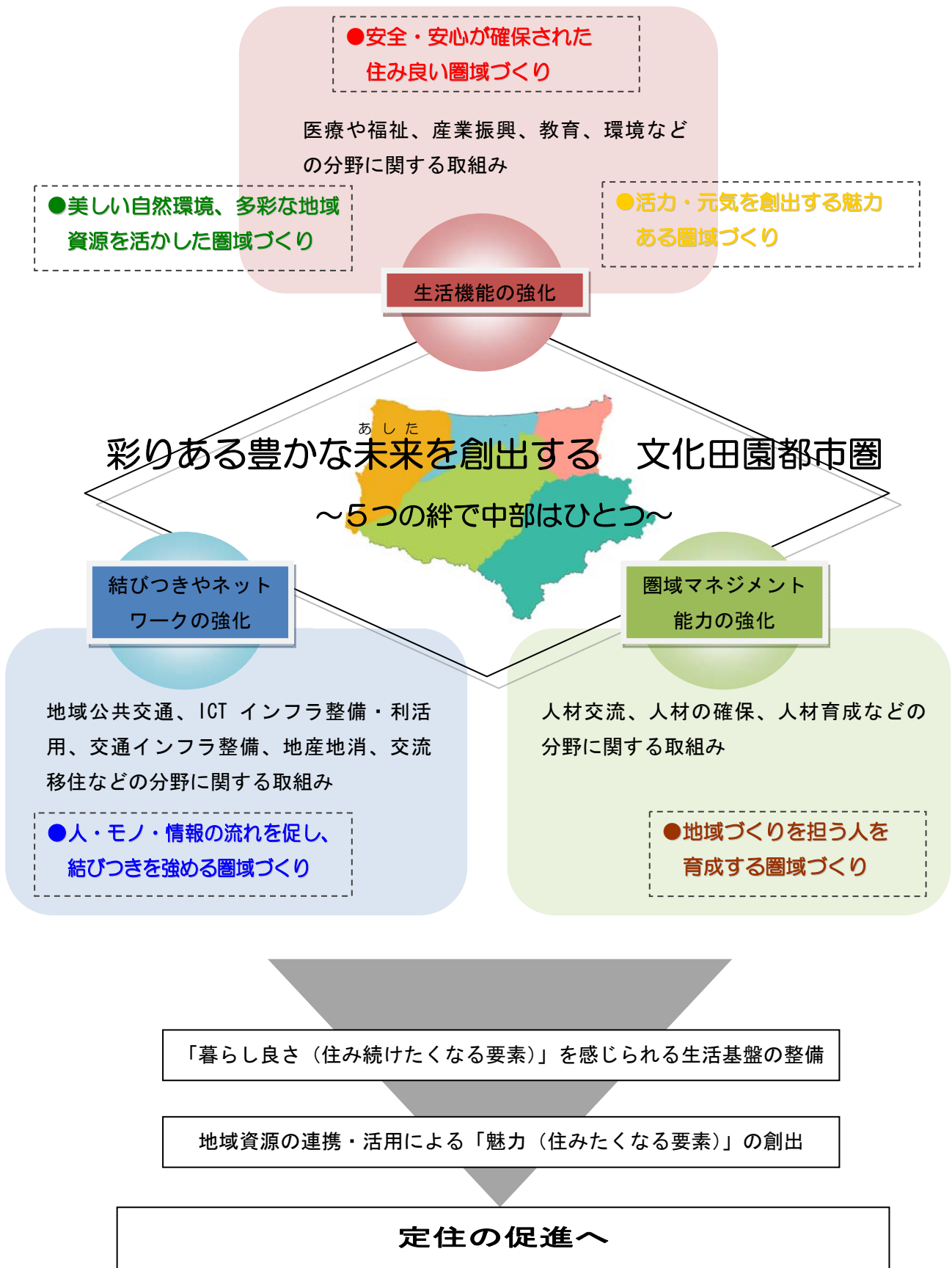
中部圏域は、多様なツーリズム要素のある資源や環境を備えており、様々な関係機関や団体と連携し、これらを複合的に活用していきます。また、定住促進の取組や公共交通などのアクセス環境の充実、情報の共有と発信力の強化によるネットワーク化の充実・強化を図り、人・モノ・情報の流れや結びつきを強める圏域づくりを進めます。

連携意識・絆

■地域づくりを担う人を育成する圏域づくり

古くからの連携意識の強さから生まれた圏域内での盛んなNPO活動やボランティア活動、地域活動や助け合い活動などを更に促進するよう、人材の育成・確保に努めます。また、そうした活動を行政・企業・学校などの取組とも一体的に連携させ、地域みんなで「中部はひとつ」の圏域づくりを進めます。

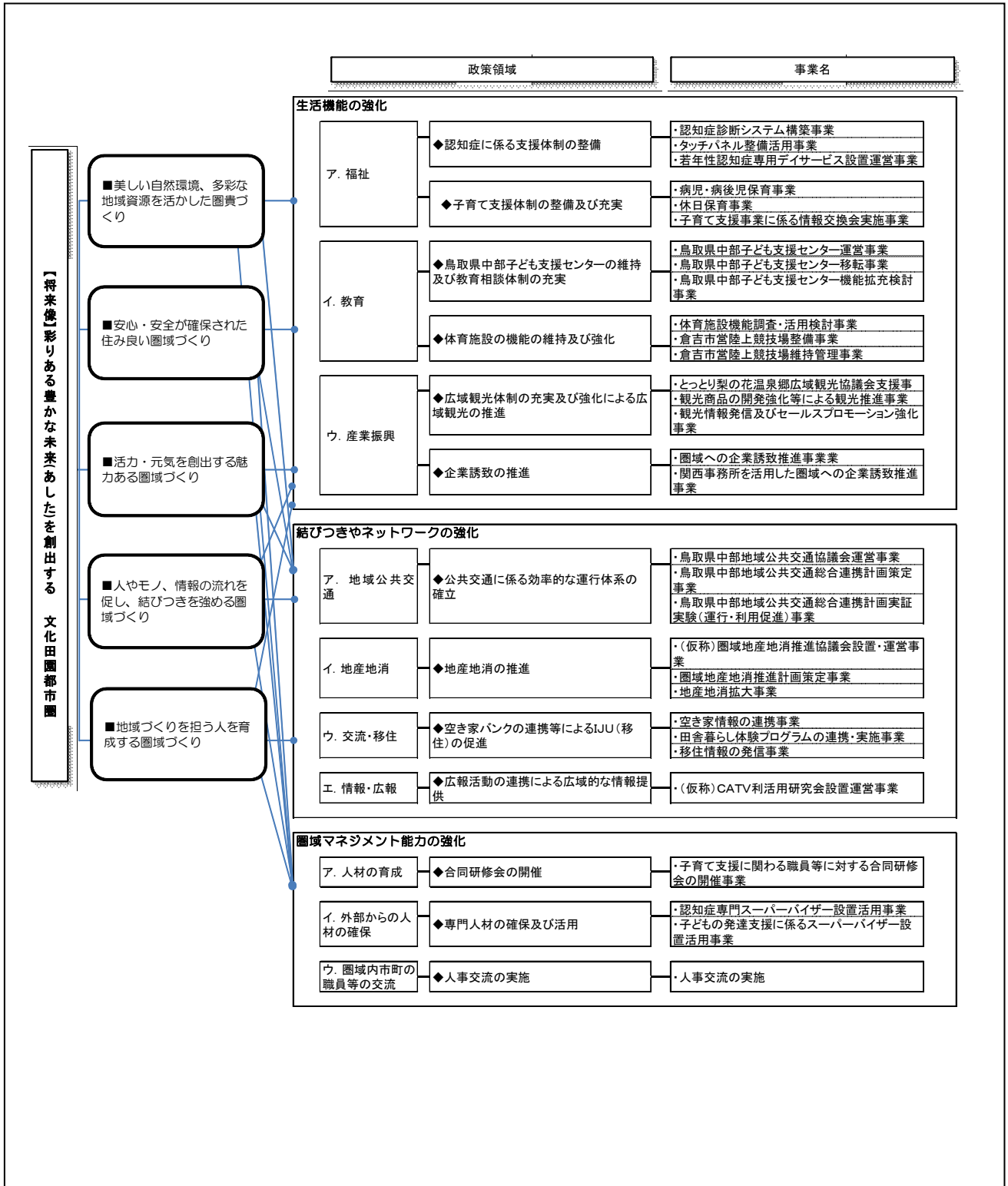
■圏域の将来像、圏域づくりの基本方針と定住自立圏構想の3つの視点との相関図



第5章 定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組

■ 全体像(体系図)

※事務レベル(各市町の担当課同士)の協議結果を踏まえ調製したものです。



1. 生活機能の強化

ア. 福祉

◆ 認知症に係る支援体制の整備

(1) 取組の概要

【現状と課題】

近年、要介護認定者数の増加とともに、認知症高齢者数も増加しています。出現率は、65歳以上では10人に1人、85歳以上では4人に1人といわれ、県内の認知症の高齢者数は約14,000人¹と推定されており、今後も更に認知症の高齢者数は増加していくものと予想されます。

こうした状況の中、認知症に対する偏見や理解不足により、周囲が困惑する症状が発生してから、医療機関に認知症の相談を行うケースが多く見受けられます。このため、初期段階での適切な医療や認知症予防事業に繋げることを目指し、医療機関と連携し、早期発見を行うための体制づくりが必要となっています。

また、若くして認知症になると、就労の継続が困難となり、経済的に困窮し、厳しい生活状況に追い込まれ、社会的な活動ができなくなります。また、介護保険制度のデイサービスを利用しても、集団活動や利用者の世代が合わないため、居場所がないと感じ、なじめない場合があります。このため、若年性認知症の人でも安心して通所ができ、生きがいを持った活動の場となる若年性認知症専用のデイサービスの実施が必要となっています。

【取組の方針】

医療機関と連携し、タッチパネルを利用した認知症の簡易検査から、医師の訪問と認定検査までの認知症診断のシステムづくりを行います。

若年性認知症の人にとって、生きがいを持った活動の場となるデイサービスを実施していきます。

(参考1)

鳥取県の認知症高齢者数：鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン（平成21年3月策定）

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における認知症の支援体制を整備するため、認知症の早期発見のための医療機関と連携した認知症の診断及び検診を行うとともに、認知症に係る介護事業の充実を図る。
倉吉市(甲)の役割	①医療機関と連携して、タッチパネルの活用等による認知症の診断システムを構築し、運用する。 ②医療機関と連携して、医師の訪問等による認知症の検診を行う。 ③介護サービス事業者と連携して、若年性認知症専用のデイサービス等の認知症に係る介護事業を行う。
関係町(乙)の役割	①甲の運用する認知症の診断システムを活用する。 ②甲の行う認知症の検診を活用する。 ③甲の行う認知症に係る介護事業を活用する。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標	早期発見の取組達成率＝（タッチパネル簡易検査を受けた人／65歳以上の高齢者数）×100
----	---------------------------------------------

イ. 実績

成果の状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
指標	実績（％）						

(2) 具体的な事業

事業名	認知症診断システム構築事業						
内容	行政によるタッチパネルを活用した認知症の簡易検査から医師の訪問と専門医療機関による認定検査までの認知症診断のシステムづくりを行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

事業名	タッチパネル整備活用事業						
内容	タッチパネル（5台）を購入し、一括管理するとともに、関係市町間で有効に活用します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

事業名	若年性認知症専用デイサービス設置運営事業						
内容	若年性認知症の人にふさわしい居場所づくりとして、倉吉市内で若年性認知症専用のデイサービスをモデル事業として1か所実施し、その効果を検証します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

◆ 子育て支援体制の整備及び充実

(1) 取組の概要

【現状と課題】

中部圏域の市町では、子育て支援の充実に向け、各種事業に取り組んでおり、年々施策の充実を図ってきているところです。

しかし、保育事業においては、病後児保育は実施していますが、病児保育は未実施であり、休日保育についても倉吉市のみの実施となっています。このため、子育てと仕事の両立を図る上で、保護者のニーズに応えきれていない状況にあります。

【取組の方針】

倉吉市が市内で病児保育等の特別保育を実施し、各町もその特別保育を利用できる環境を整えることで、圏域内の保育事業の充実を図ります。

また、定期的に関係市町間で子育て支援事業に係る情報交換を行い、子育て支援事業の連携を図ります。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における子育て支援体制を整備し、及び充実するため、特別保育を実施し、及び拡充するとともに、子育て支援事業の充実及び連携を図る。
倉吉市(甲)の役割	①病児保育等の特別保育を実施し、及び拡充する。 ②ファミリーサポートセンター等の子育て支援事業を充実する。 ③甲の実施する子育て支援事業と乙の実施する子育て支援事業との連携を図る。
関係町(乙)の役割	①甲の実施し、及び拡充する特別保育を活用する。 ②甲の実施する子育て支援事業を活用する。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	病児・病後児保育の利用者数
指標②	休日保育の利用者数

イ. 実績

成果の状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
指標①	実績（人）						
指標②	実績（人）						

(2) 具体的な事業

事業名	病児・病後児保育事業						
内容	圏域内で未実施の病児保育を実施するとともに、引き続き病後児保育を実施します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

事業名	休日保育事業						
内容	倉吉市内で実施している休日保育を圏域全体で利用できるようにします。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

事業名	子育て支援事業に係る情報交換会実施事業						
内容	関係市町間で子育て支援事業に係る情報を交換し、子育て支援事業の連携を図ります。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

◆ 鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実

(1) 取組の概要

【現状と課題】

平成 17 年度以降、中部圏域における小学校の不登校¹児童の出現率²は上昇しており、特に、平成 20 年度以降の出現率は、平成 17 年度当時の 2 倍を超える高い水準となっています。中学校の不登校生徒の出現率は、平成 17 年度に比べて低くなっていますが、小学校の不登校児童の動向を踏まえると、今後、中学校においても、不登校生徒の出現率が上昇する可能性があります。

また、近年、小学生及び中学生以外の未成年者についても、引きこもり、非行、いじめ等の問題が複雑化、多様化しており、問題を抱える本人とその家族に対する支援の必要性が高まっていますが、現在、子育てや教育に関わる機関、施策はたくさんあるものの、当事者やその家族にとっては、それぞれの機関が何を担当しているのか分かりにくい状況にあるため、相談者と支援機関を適切に繋ぐコーディネート機能が必要とされています。

【取組の方針】

現在、1 市 4 町で運営している鳥取県中部子ども支援センターを維持し、引き続き、小学校の不登校児童及び中学校の不登校生徒に対する相談、受入等の学校復帰に向けた支援を行います。

また、現在の鳥取県中部子ども支援センターの相談機能を拡充し、当該センターに相談者と圏域の支援機関との間を迅速かつ適切に繋ぐコーディネート機能を持たせることにより、未成年者のあらゆる悩みや相談に迅速に対応し、社会的自立に向けた適切な支援の実施に繋がっていきます。

(参考 1)

不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的又は社会的要因、背景により、登校しない又は登校したくてもできない状況にあり、年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものをいいます。

(参考 2)

出現率：小学校、中学校における不登校を理由に欠席している児童及び生徒の全体に占める割合をいいます。

定住自立圏形成協定の規定の内容

取組の内容	圏域における教育相談体制を維持し、及び充実するため、不登校の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援の拡充を図る。
倉吉市(甲)の役割	①不登校の児童及び生徒に対する学校復帰に向けた支援を行っている鳥取県中部子ども支援センターを維持する。 ②子ども支援センターの機能の拡充を図り、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援を行う。
関係町(乙)の役割	甲の運営する子ども支援センターを活用する。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	センター利用率＝（センターに通う児童・生徒数＋相談人数）／不登校児童・生徒数
指標②	学校復帰率＝学校復帰児童・生徒数／（センターに通う児童・生徒数＋相談人数）

イ. 実績

成果の状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
指標①	実績（％）						
指標②	実績（％）						

（２）具体的な事業

事業名	鳥取県中部子ども支援センター運営事業						
内容	鳥取県中部子ども支援センターを維持し、引き続き不登校の児童及び生徒に対する支援を継続するとともに、個々の段階に応じた学習支援、体験学習等の支援を行います。また、鳥取県中部子ども支援センターの相談体制を充実し、未成年者に対する相談機能を拡充させることで、相談者と各支援機関を繋ぐ役割を担っていきます。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

事業名	鳥取県中部子ども支援センター移転事業						
内容	倉吉市立河北中学校が旧倉吉産業高等学校の跡地に移転することに伴い、現在、旧倉吉産業高等学校の跡地で運営している鳥取県中部子ども支援センターを移転します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

事業名	鳥取県中部子ども支援センター機能拡充検討事業						
内容	現在の鳥取県中部子ども支援センターの機能を段階的に拡充し、未成年者全体に対する相談対応、受入等を行うため、中部圏域の実情に合った当該センターの職員体制、拡充する機能の内容について、具体的な研究及び検討を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

◆ 体育施設の機能の維持及び強化

(1) 取組の概要

【現状と課題】

第3種公認の倉吉市営陸上競技場は、本市のみならず中部地区の小・中・高校生をはじめとする多くの陸上競技愛好者が練習や大会において使用していますが、現在の公認の有効期限は平成24年5月までとなっています。公認を維持できないときは、現在、倉吉市営陸上競技場で開催している大会が、鳥取市や米子市の他の競技場での開催となり、中部地区の児童・生徒等の参加者の経済的な負担や利便性の低下に繋がり、児童・生徒等の健全育成への影響、競技力の低下、更には、交流人口の減少等が懸念されます。

また、中部圏域には、陸上競技場の他にも野球場、サッカー場、テニスコート、体育館など、数多くの体育施設がありますが、施設の機能を十分に生かしておらず、有効に活用されていない施設も見受けられるため、その利活用の促進を図る必要があります。

【取組の方針】

中部圏域の児童・生徒等の参加者の経済的な負担の軽減、利便性の維持を図り、競技力の向上並びに交流人口の維持・拡大を図るため、倉吉市営陸上競技場の第3種公認を維持し、引き続き公認大会を開催します。

また、施設の有効活用と圏域外からの交流人口の拡大等を図るため、圏域内にある体育施設の機能を十分に把握し、大会の開催、誘致など利活用策を検討します。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における体育施設の機能を維持し、及び強化するため、公認の体育施設及び大会を誘致できる体育施設（以下「公認体育施設」という。）の必要性を検討し、当該体育施設の維持及び整備を行う。
倉吉市(甲)の役割	①甲の区域にある体育施設の機能を調査し、公認体育施設等の必要性並びに当該公認体育施設等を活用した大会の開催及び誘致を検討する。 ②甲の区域にある第3種公認の倉吉市営陸上競技場を維持し、及び整備する。
関係町(乙)の役割	①乙の区域にある体育施設の機能を調査し、公認体育施設等の必要性並びに当該公認体育施設等を活用した大会の開催及び誘致を検討する。 ②甲の維持し、及び整備した第3種公認の倉吉市営陸上競技場の利用を促進する。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	倉吉市営陸上競技場の公認大会の開催数
指標②	倉吉市営陸上競技場の利用者数（陸上利用のみ）

イ. 実績

成果の状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
指標①	実績（回）						
指標②	実績（人）						

(2) 具体的な事業

事業名	体育施設機能調査・活用検討事業						
内容	圏域内にある体育施設の設備、機能、耐用年数などを調査し、大会の開催、誘致など体育施設の利活用策を検討します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

事業名	倉吉市営陸上競技場整備事業						
内容	倉吉市営陸上競技場の第3種公認を維持するため、全天候舗装等の必要な改修を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

事業名	倉吉市営陸上競技場維持管理事業						
内容	施設の安全点検、補修、清掃などの施設管理を適切に行い、倉吉市営陸上競技場の利用促進を図ります。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

◆ 広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

各市町で観光 PR、営業活動、観光案内所の開設などの観光宣伝活動を行っていますが、近年の観光動向に大きな変化が生じており、地域性の高い観光素材や地域コーディネート能力を必要とする「着地型観光商品」の造成など観光推進に「地域力」が求められています。

各市町の観光素材の磨き上げとネットワーク化の更なる推進が必要とされている中で、各市町のマンパワーの不足などから積極的な広域観光行政に至ることができない状況にあります。

【取組の方針】

地域の魅力ある観光資源を広域的にネットワーク化する広域観光を推進し、観光客の行動範囲の拡大に対応するとともに、目的地として選択されるための訴求力の強化を図ります。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における広域観光を推進するため、広域観光体制を充実し、及び強化し、観光資源の磨き上げとネットワーク化による観光事業の充実並びに観光情報の発信及びセールスプロモーションの強化を図る。
倉吉市(甲)の役割	①とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会（以下「広域観光協議会」という。）に対する支援を充実し、広域観光体制の充実及び強化を図る。 ②甲の区域にある観光資源の磨き上げを行い、広域観光協議会に磨き上げた観光資源の情報を提供して、観光資源のネットワーク化を図る。 ③広域観光協議会と連携して、観光パンフレットの作成等による観光情報の発信及び宣伝活動等のセールスプロモーションの強化を行う。
関係町(乙)の役割	①広域観光協議会に対する支援を充実し、広域観光体制の充実及び強化を図る。 ②乙の区域にある観光資源の磨き上げを行い、広域観光協議会に磨き上げた観光資源の情報を提供して、観光資源のネットワーク化を図る。 ③広域観光協議会と連携して、観光パンフレットの作成等による観光情報の発信及び宣伝活動等のセールスプロモーションの強化を行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標	とっとり梨の花温泉郷周辺エリアの観光入込客数（県の観光入込動態調査）
----	------------------------------------

イ. 実績

成果の状況	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
指標 実績（人）						

(2) 具体的な事業

事業名		とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会支援事業					
内容	とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会が主体的に情報発信、セールスプロモーション、着地型観光商品の開発、ネットワーク化による滞在型広域観光等の広域観光事業を実施できる体制を整備するため、必要な人的又は財政的な支援の充実に図ります。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

事業名		観光商品の開発強化等による観光推進事業					
内容	各市町において、着地型・滞在型の観光商品及びB級グルメなど食を生かした観光商品の開発強化等を行い、観光事業の充実に図ります。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

事業名	観光情報発信・セールスプロモーション強化事業						
内容	各市町において、観光パンフレット等の作成、観光キャンペーン等を行い、圏域外への情報発信及びセールスプロモーションの強化を図ります。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

◆ 企業誘致の推進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

今後の少子高齢化、人口減少社会の到来に向けた対応は全国的な課題となっており、中部圏域においても人口減少に歯止めをかけ、圏域への人の流れを創出するためには、雇用の場の確保と地域産業の振興に向けた取組が非常に大切です。

現在、圏域の各市町が単独で企業誘致活動を行っていますが、現在の厳しい経済情勢の中で圏域への企業誘致を実現し、雇用の創出と地域産業の振興を図るためには、各市町が連携して取り組むことが必要です。

【取組の方針】

圏域版の企業誘致パンフレットの作成をはじめ、ホームページなどを有効に活用して、進出を検討している企業に中部圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の情報を提供することにより、企業側の選択肢を増やし、圏域への企業誘致を推進します。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。
倉吉市(甲)の役割	①圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報を集約し、乙に当該情報を提供する。 ②圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。 ③圏域の企業誘致情報を活用し、乙の関西事務所と連携して、圏域への企業誘致を行う。
関係町(乙)の役割	①甲に乙の区域の企業誘致情報を提供する。 ②甲から提供のあった圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。 ③圏域の企業誘致情報を活用し、甲の関西事務所と連携して、圏域への企業誘致を行う。(※③は、琴浦町に関する協定です。)

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	企業誘致の件数
指標②	企業誘致による新規正規雇用者数

イ. 実績

成果の状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
指標①	実績 (%)						
指標②	実績 (%)						

(2) 具体的な事業

事業名	圏域への企業誘致推進事業業						
内容	圏域における企業誘致の可能な土地、空き店舗等の情報を集約し、当該情報を活用して、圏域への企業誘致を推進します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

事業名	関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業						
内容	倉吉市関西事務所と琴浦町関西事務所との間で圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗などの情報及び企業訪問で得た情報を共有し、お互いに連携して、圏域への企業誘致を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	琴浦町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
実施期間							
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

2. 結びつきやネットワークの強化

ア. 地域公共交通

◆ 公共交通に係る効率的な運行体系の確立

(1) 取組の概要

【現状と課題】

倉吉市と周辺の4町との間を運行している広域路線バス¹は、都市機能を多く有する倉吉駅などの複数の拠点から市街地を通過するように運行されているものの、各市町で展開されているコミュニティバスなどの独自の公共交通施策と十分な連携が取れていないのが実態であり、住民の生活圏域内を結ぶ公共交通ネットワークとして十分な機能を発揮できていません。また、県と市町村のバス補助金の金額は増加の一途をたどり、平成21年度からの県バス補助金要綱の改正においても、国庫補助路線（広域路線）については、真に必要で利用のある路線を確保するために補助基準を下げるなどの補助制度の転換を行うとともに、各市町の単独バス運行に対する補助を強化、拡充するなどして運行体系の見直しを促進しています。

このように、現在の公共交通体系の維持には限界があり、抜本的な見直しが迫られています。

【取組の方針】

高校生、高齢者などの重要な交通手段である路線バスを維持するため、各市町において、真に必要な広域路線は確保し、利用の少ない(需要の少ない)路線については、単市・単町路線とするなどの見直しを検討するとともに、単市・単町路線との連携を図ることにより、住民の生活圏域内を結ぶ路線バスを中心とした効率的な公共交通ネットワークを確立します。

(参考1)

広域路線バス：複数市町村をまたがって運行される路線バスをいいます。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における公共交通の効率的な運行体系を確立するため、路線バスの運行体系の見直しを行う。
倉吉市(甲)の役割	①圏域における公共交通に関する協議会(以下「公共交通協議会」という。)を設置し、路線バスの運行体系の見直しに必要な調査及び研究を行い、路線バスの運行体系の見直しに係る基本方針等を定めた地域公共交通総合連携計画(以下「公共交通連携計画」という。)を策定する。 ②公共交通事業者と連携して、公共交通連携計画に基づき、圏域における路線バスの運行体系の見直し及び甲の区域における公共交通体系の調整を行う。
関係町(乙)の役割	①公共交通協議会に参加し、乙の区域における路線バスの運行体系の見直しに必要な調査及び研究の調整を行う。 ②公共交通事業者と連携して、公共交通連携計画に基づき、乙の圏域における路線バスの運行体系の見直し及び公共交通体系の調整を行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	路線バス等の維持に係る市町補助金の合計額
指標②	輸送量＝運行回数×平均乗車密度

イ. 実績

成果の状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	備考
指標①	実績（千円）						
指標②	実績（人）						

(2) 具体的な事業

事業名	鳥取県中部地域公共交通協議会運営事業						
内容	平成 22 年 3 月に中部圏域の公共交通の関係者で構成する鳥取県中部地域公共交通協議会を設置し、平成 22 年度中に「公共交通総合連携計画の策定」、平成 23 年度から平成 25 年度の 3 か年で実証実験を行うため、当該協議会を運営します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	計
実施期間	取組内容	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

事業名	鳥取県中部地域公共交通総合連携計画策定事業						
内容	個別の路線の利用状況や地域住民のニーズの調査を行い、圏域の住民にとって、真に必要な利用される路線の設定など、中部圏域における今後の公共交通のあり方、方針を明確にするため、公共交通ネットワークの再編計画などを柱とした「公共交通総合連携計画」を策定します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	計
実施期間	取組内容	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

事業名	鳥取県中部地域公共交通総合連携計画実証実験（運行・利用促進）事業						
内容	平成 22 年度に策定する「鳥取県中部地域公共交通総合連携計画」の次年度以降の実証実験計画に基づき、鳥取県中部地域公共交通協議会を事業主体として実証実験を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	計
実施期間	取組内容	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

イ. 地産地消（地域の生産者や消費者等との連携による地産地消）

◆ 地産地消の推進

（１）取組の概要

【現状と課題】

従前から農業は、圏域の主要産業として重要な役割を果たしてきていますが、経済情勢や気象などの影響により、経営が不安定となりやすいなど、農業を取り巻く環境は厳しく、農家数は年々減少傾向にあります。

更に、農家数の減少や高齢化による担い手不足によって、耕作放棄地が年々増加傾向にあり、適切な維持管理ができない農地が増加し、本来農地が有する農作物の生産性や景観形成、災害防止等の多様な機能の低下を招いています。

農地が保有する機能を維持するとともに、定住のキーワードである「就業」の場を確保するため、農業の振興を図ることは極めて重要であり、その一つの手段として、圏域の関係者が一体となって、地産地消の取組を推進する必要があります。

【取組の方針】

圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者が地産地消に関して共通認識を持った上で、それぞれがその役割を果たしつつ、相互に連携・共同して地産地消を推進します。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における地産地消を推進するため、地産地消のネットワークの構築及び地産地消に関する事業を行う。
倉吉市(甲)の役割	①圏域における地産地消に関する協議会を設置し、及び運営し、圏域の生産者、加工者、消費者等の地産地消の関係者同士のネットワークの構築及び圏域全体で取り組む地産地消に関する事業を計画する。 ②圏域の地産地消の関係者と連携して、甲の特産品等を活用した地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報の発信等を行う。
関係町(乙)の役割	①地産地消協議会に参加し、圏域の地産地消の関係者同士のネットワークの構築及び圏域全体で取り組む地産地消に関する事業の調整を行う。 ②圏域の地産地消の関係者と連携して、乙の特産品等を活用した地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報発信等を行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標	圏域内にある直売所の販売額
----	---------------

イ. 実績

成果の状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
指標	実績（千円）						

(2) 具体的な事業

事業名	(仮称) 圏域地産地消推進協議会設置・運営事業						
内容	圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者を構成員とする(仮称) 圏域地産地消推進協議会を設置及び運営し、圏域の地産地消の推進に関する計画を実行します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

事業名	圏域地産地消推進計画策定事業						
内容	圏域の地産地消の現状を把握した上で、圏域の関係者が連携又は共同して取り組む地産地消に関するイベント、生産者と加工者と消費者のネットワークづくりなどを検討し、圏域の地産地消の推進に関する計画を策定します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

事業名	地産地消拡大事業						
内容	<p>圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者による地産地消に関するイベントを開催するとともに、「地産地消推進の店（仮称）」を推進し、地産地消の意識の高揚に繋げていきます。また、現在、各市町で開催されている地産地消交流会（琴浦町）、すいか・ながいも健康マラソン大会（北栄町）、ほくえい味覚めぐり（北栄町）などの地産地消に関するイベントを継続します。</p>						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

ウ. 交流・移住（地域内外の住民との交流・移住促進）

◆ 空き家バンクの連携等による I J U（移住）の促進

（1）取組の概要

【現状と課題】

中部圏域の人口は、今後も減少する見込みであり、地域経済の衰退、空き家の増加、耕作放棄地の増加、コミュニティ活動の衰退などの問題が現れはじめています。一方で、「スローライフ」、「田舎暮らし」、「ロハス」などの言葉に代表されるように、田舎や地方の生活スタイルが見直されつつあり、都市部に住む団塊の世代や子育て世帯を中心として、田舎に移住する人が増えてきています。

都市部から田舎への人の流れを創出することにより、定住人口や交流人口を増やし、人口減少に伴う様々な課題を解決していく必要があります。これまでも、各市町において、空き家バンク、田舎暮らし体験ツアー、移住パンフレットの作成などを行っていますが、多様化するニーズに対応していくためには、広域的な連携のもとに魅力ある地域資源を積極的に活用し、中部圏域の魅力をPRしていく必要があります。

【取組の方針】

各市町間で都市部から田舎へ移住するために必要な要素となる「住まいの確保」、「動機（きっかけ）の確保」、「生活情報の確保」の課題を共通認識し、連携して「空き家情報の共有」、「田舎暮らし体験プログラムの実施」、「ホームページ等によるPR」などの取組を行い、圏域への移住の促進を図ります。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域外から圏域内への移住を促進するため、圏域への移住施策の連携を図るとともに、圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。
倉吉市(甲)の役割	①甲の行う空き家バンク等の移住施策と乙の行う空き家バンク等の移住施策との連携を図る。 ②圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。
関係町(乙)の役割	①乙の行う空き家バンク等の移住施策と甲の行う空き家バンク等の移住施策との連携を図る。 ②圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	圏域外から圏域内に移住した人の数
指標②	圏域の人口動態（社会動態）＝圏域流入人口－圏域流出人口

イ. 実績

成果の状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
指標①	実績(%)						
指標②	実績(%)						

(2) 具体的な事業

事業名		空き家情報の連携事業					
内容	中部圏域の空き家情報を共有できるようにするため、各市町のホームページに空き家情報を掲載するとともに、(社)鳥取県宅地建物取引業協会中部支部との連携を図り、空き家情報の集約及び円滑な仲介を行うことができるようにします。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等 (補助率等)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

事業名		田舎暮らし体験プログラムの連携・実施事業					
内容	圏域の魅力ある地域資源を活用した田舎暮らし体験プログラムを連携して実施することにより、移住する動機(きっかけ)作りを行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等 (補助率等)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

事業名	移住情報の発信事業						
内容	移住相談会などを利用して圏域内の空き家の情報、田舎暮らし体験プログラムの情報、生活情報などの移住情報を発信します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

エ. 情報・広報（その他の結びつきやネットワークの強化に係る連携）

◆ 広報活動の連携による広域的な情報提供

(1) 取組の概要

【現状と課題】

近年、圏域の各自治体では、ケーブルテレビ網をはじめ、携帯電話網等の情報通信基盤の整備が進み、圏域内及び圏域外の住民に対して、行政情報をはじめ、地域の様々な情報をホームページ、電子メール、ケーブルテレビ放送等の様々な広報媒体を活用して情報提供できる環境が整いつつあります。

定住自立圏形成協定に基づく様々な取組を圏域の交流人口の拡大と人口定住に繋げていくためには、圏域内の各自治体が連携して、様々な広報媒体を有効に活用し、圏域内の住民に定住自立圏の取組をはじめとした圏域の情報を広く提供し、圏域内の情報の共有化を図るとともに、圏域外の住民に圏域の魅力を積極的に発信していく必要があります。

【取組の方針】

圏域の各自治体が保有する広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に定住自立圏の取組等の圏域の情報を提供します。

また、ケーブルテレビ事業者の協力の下に、ケーブルテレビを活用して、圏域内の住民に圏域の情報を提供し、情報の共有化による圏域の一体感の醸成に努めます。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を周知するため、保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供するとともに、圏域のケーブルテレビ放送を活用して、圏域内の住民に圏域の情報を提供する。
倉吉市(甲)の役割	①甲の保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供する。 ②甲の区域をケーブルテレビ放送の区域に含むケーブルテレビ事業者に圏域の情報を提供し、圏域のケーブルテレビ番組の相互放送等の働きかけを行う。
関係町(乙)の役割	①乙の保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供する。(※①は、三朝町、琴浦町及び北栄町に関する協定です。) ②乙の区域をケーブルテレビ放送の区域に含むケーブルテレビ事業者に圏域の情報を提供し、圏域のケーブルテレビ番組の相互放送等の働きかけを行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標	圏域のケーブルテレビの加入率
----	----------------

イ. 実績

成果の状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
指標	実績(%)						

(2) 具体的な事業

事業名	(仮称) CATV 利活用研究会設置運営事業						
内容	圏域のケーブルテレビ事業者をはじめ、行政、民間、地域の関係者等の参加による(仮称)CATV利活用研究会を設置し、ケーブルテレビ番組の相互放送をはじめ、ケーブルテレビを利活用した広域的な情報提供による生活支援サービス等の調査及び研究を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

3. 圏域マネジメント能力の強化

ア. 人材の育成、イ. 外部からの人材の確保、ウ. 圏域内市町の職員等の交流

◆ 合同研修会の開催・専門人材の確保及び活用・人事交流の実施

(1) 取組の概要

【現状と課題】

住民のライフスタイルが多様化し、住民ニーズがより多様化・高度化する中で、時代や社会の変化を的確に捉えながら、質の高い圏域マネジメントを行うためには、市町職員などの相互研鑽による資質の向上を図るとともに、圏域内及び圏域外の専門知識を有する人材を有効に活用して、市町職員等に対する研修や業務のサポートなどを実施していく必要があります。

【取組の方針】

圏域のマネジメント能力の強化を図るため、合同研修会の開催、外部の専門人材の活用、人事交流を実施します。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	①生活機能の強化及び結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（以下「前記の政策分野」という。）の取組に必要な圏域の行政及び民間のマネジメント能力を強化するため、甲及び乙の職員等に対する合同研修会を開催する。 ②前記の政策分野の取組に必要な圏域の行政及び民間のマネジメント能力を強化するため、専門的な知識等を有する人材（以下「専門人材」という。）を確保し、圏域全体で活用する。 ③前記の政策分野の取組に必要な甲及び乙のマネジメント能力を強化するため、人事交流を行う。（※③は、倉吉市、琴浦町及び北栄町に関する協定です。）
倉吉市（甲）の役割	①前記の政策分野の取組に必要な人材の育成に係る合同研修会を開催し、乙に参加の機会を提供する。 ②前記の政策分野の取組に必要な専門人材を確保し、活用する。 ③乙と協議の上、前記の政策分野の取組に必要な人事交流を行う。
関係町（乙）の役割	①甲の開催する合同研修会を活用する。 ②甲の確保した専門人材を活用する。 ③甲と協議の上、前記の政策分野の取組に必要な人事交流を行う。（※③は、琴浦町及び北栄町に関する協定です。）

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	合同研修会に参加した市町職員等の人数
指標②	活用した外部人材の人数
指標③	人事交流の人数

イ. 実績

成果の状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
指標①	実績(人)						
指標②	実績(人)						
指標③	実績(人)						

(2) 具体的な事業

ア. 合同研修会の開催

事業名	子育て支援に関わる職員等に対する合同研修会の開催事業						
内容	子どもの発達支援についての研修会を合同で開催します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

イ. 専門人材の確保及び活用

事業名		認知症専門スーパーバイザー設置活用事業					
内容	認知症の困難事例を円滑に解決するため、弁護士、司法書士、社会福祉士などの指導・監督を行うことのできる専門人材（スーパーバイザー）を確保し、関係市町間で活用します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

事業名		子どもの発達支援に関わるスーパーバイザー設置活用事業					
内容	子どもの発達支援に関わる専門職員に対し、指導・監督を行うことのできる専門人材（スーパーバイザー）を確保し、行政職員等を対象とした研修を実施します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市						
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

ウ. 人事交流の実施

事業名	人事交流の実施						
内容	生活機能の強化及び結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の取組に必要な圏域のマネジメント能力を強化するため、必要の都度、関係市町が協議の上、人事交流を実施します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

定住自立圏共生ビジョンの検討状況について

時期	取組内容
平成22年4月	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱の施行
平成22年5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「定住自立圏」主管課長会議の開催[開催状況:計3回] ・ 定住自立圏共生ビジョン(素案)の作成に係る協議の実施[開催状況:随時]
平成22年6月	○ 地域再生マネージャー短期派遣事業による地域診断の実施(ふるさと財団)
平成22年7月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会の委員公募の実施 ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会の公募委員の選考 ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会の委員推薦及び就任承諾の依頼
平成22年8月	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会の委員の決定
平成22年9月24日	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; background-color: #e0ffe0; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会(第1回:全体会)の開催 <ul style="list-style-type: none"> □ 会長及び副会長の選任 □ 定住自立圏構想の概要の確認 □ 今後の運営体制及びスケジュールの確認 </div>

定住自立圏共生ビジョンの検討状況について

時期	取組内容
平成22年10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定住自立圏構想に係る先進地視察(滋賀県彦根市・兵庫県赤穂市) ○ 定住自立圏共生ビジョン(素案)の策定に必要なデータ収集・整理
平成22年11月 11月8・9・10日	<ul style="list-style-type: none"> ● 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会(第2回:部会)の開催 <ul style="list-style-type: none"> □ 中部定住自立圏の現状について □ 圏域の課題と可能性について
11月24・26・30日	<ul style="list-style-type: none"> ● 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会(第3回:部会)の開催 <ul style="list-style-type: none"> □ 第2回会議のまとめとSWOT分析の結果について □ 圏域の課題と可能性の検討及び整理について □ 圏域における将来像の方向性(キャッチフレーズ等)の検討について □ 定住自立圏構想の推進に必要な手続き(協定に基づく具体的な取組)について
平成22年12月 12月27日	<ul style="list-style-type: none"> ● 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会(第4回:全体会)の開催

定住自立圏共生ビジョンの策定スケジュール(予定)について

時期	取組内容
平成23年1月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定住自立圏共生ビジョン(素案)に係る事前協議(市⇄各町) ○ 定住自立圏共生ビジョン(素案)と広域計画(案)との事前調整(市⇄広域連合) ● 定住自立圏共生ビジョン(素案)に係るパブリックコメントの実施 [実施予定期間:平成23年1月中旬～1月末] <ul style="list-style-type: none"> ・ 短大生等に対するヒアリングの実施
平成23年2月 2月 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定住自立圏共生ビジョン(案)と広域計画(案)との最終調整(市⇄広域連合) ● 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会(第5回:全体会)の開催 ○ 定住自立圏共生ビジョン(案)に係る正式協議(市⇄各町) ○ 定住自立圏共生ビジョンの策定
平成23年3月	

鳥取県中部圏域の将来像の素案について

■中部圏域の将来像(素案1)

あした

彩りある豊かな未来を創出する 文化田園都市圏

～5つの絆で中部はひとつ～

- 彩り・・・中部圏域の美しい自然環境、多彩で豊かな地域資源。
- 未来・・・これからの実りある暮らし、若者の希望、子どもたちの笑顔。
- 文化田園都市圏・・・歴史・伝統、文化を継承して発展する圏域。豊かな自然環境と都市機能を併せ持つ圏域。
- 5つの絆・・・①1市4町の連携のもと、②行政と地域の協働、③中部の温かい気風、④人と人との支え合い、⑤圏域内外の交流の5つの絆を大切にする。

■中部圏域の将来像(素案2)

人・自然・暮らし・活力が調和する 交流文化都市圏

- 人・・・中部圏域のあたたかな気風。
- 自然・・・中部圏域の美しい自然環境。
- 暮らしと活力・・・中部の暮らし良さと魅力を意味している。
- 調和・・・中部圏域の地域資源、暮らしや魅力などの要素が融合すること。
- 交流文化都市圏・・・中部圏域の人や自然、暮らし良さ、活力、元気などをもとに交流(ふれあい)が広がり、これまで築いてきた文化に加え、新たな出会いや繋がりを生み出す都市圏を示している。

■中部圏域の将来像(素案3)

エリア

“癒し”と“魅力”の共創空間 とっとり中部

あした

～彩りある豊かな未来を目指して～

- “癒し”と“魅力”・・・中部圏域の美しい自然環境、温泉や多彩で豊かな地域資源、温かみのある人などによって、癒しや魅力となる要素(豊かさ、安心感、元気、ふれあい、絆など)があふれる中部圏域を示している。
- 共創・・・1市4町の連携、まちづくりの各分野の連動、行政と地域の協働などのコラボレーションでさらなる圏域の暮らし良さや彩りある未来などを創出(共創)していくとする意欲を表す。
- 空間・・・都市圏、圏域、地域などを示しており、中部圏域の機能やネットワークが、山陰の要所として、今後ますます広がっていくことを意図している。

【これまでのキーワード、特性など】

全体	まちづくり分野	可能性分野
<ul style="list-style-type: none"> ・文化交流都市圏 ・田園都市 ・広域連携都市 ・「定住」(都市機能と生活機能) ・「自立」(魅力の向上と活性化) ・小規模中心市型 (コンパクトシティ) ・美しい自然が魅力 ・山陰の要所 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉や教育などの生活基盤 (安全・安心) ・地域資源が豊富 (温泉、歴史、農畜産物など) ・農業が基幹 ・観光等の産業 ・独自の地域ネットワーク ・移住交流の取組み ・人材 (ボランティアなどが盛ん) 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かさ ・魅力 ・元気、活気 ・多様性 ・人と人とを結びつける絆・風土 ・連携意識 ・中部はひとつ ・暮らし良さ ・魅力 (住みたくなる要素)

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会において整理した今後の検討課題(素案)

※色塗りの箇所は、今後の検討課題としての意見。

【将来像】彩りある豊かな未来(あした)を創出する 文化田園都市圏

■美しい自然環境、多彩な地域資源を活かした圏域づくり

■安全・安心が確保された住み良い圏域づくり

■活力・元気を創出する魅力ある圏域づくり

■人・モノ・情報の流れを促し、結びつきを強める圏域づくり

■地域づくりを担う人を育成する圏域づくり

定住自立圏構想推進要綱(政策分野) ※総務省制定

定住自立圏形成協定(協定項目)

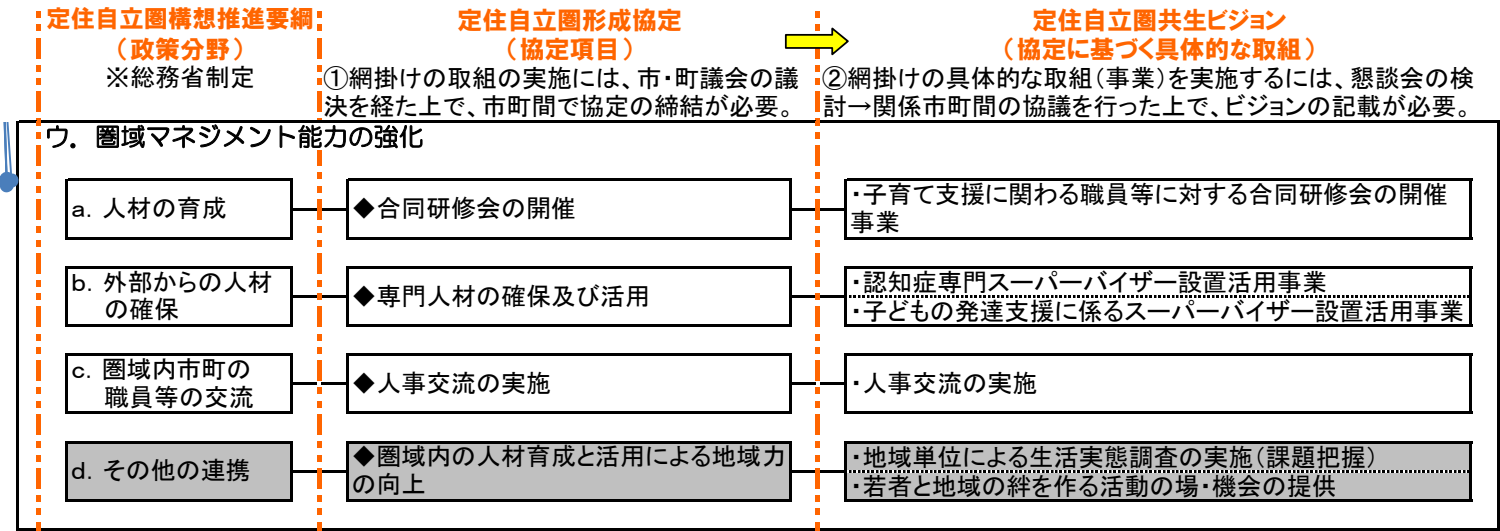
①網掛けの取組の実施には、市・町議会の議決を経た上で、市町間で協定の締結が必要。

定住自立圏共生ビジョン(協定に基づく具体的な取組)

②網掛けの具体的な取組(事業)を実施するには、懇談会の検討→関係市町間の協議を行った上で、ビジョンの記載が必要。

政策分野	協定項目	具体的な取組
ア. 生活機能の強化		
a. 医療	◆救急医療体制の充実	・一次救急体制の充実(休日急患診療所の維持) ・一次救急体制の充実(平日夜間の診療体制の確保) ・二次救急体制の充実(病院群輪番制の維持) ・二次救急体制の充実(専門医療機能の向上) ・三次救急医療機関への搬送体制の確保・改善
	◆地域医療体制の充実	・医師の確保 ・在宅医療体制の整備 ・通院手段の確保(福祉移送サービス等との連携)
b. 福祉	◆認知症に係る支援体制の整備	・認知症診断システム構築事業 ・タッチパネル整備活用事業 ・若年性認知症専用デイサービス設置運営事業
	◆子育て支援体制の整備及び充実	・病児・病後児保育事業 ・休日保育事業 ・子育て支援事業に係る情報交換会実施事業 ・子育て相談体制の充実
c. 教育	◆福祉サービスの充実	・福祉サービスの充実(サービスの地域格差の解消) ・元気高齢者への取組(活動の場・機会の確保等)
	◆鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実	・鳥取県中部子ども支援センター運営事業 ・鳥取県中部子ども支援センター移転事業 ・鳥取県中部子ども支援センター機能拡充検討事業
	◆体育施設の機能の維持及び強化	・体育施設機能調査・活用検討事業 ・倉吉市宮陸上競技場整備事業 ・倉吉市宮陸上競技場維持管理事業 ・その他の体育施設の整備・改修による機能の維持
e. 産業振興	◆体育施設等の教育施設の機能の維持及び相互利用の促進	・体育施設の利用環境の改善(利用料の統一等) ・各種生涯学習施設の機能調査・利用促進の検討 ・各種生涯学習施設の整備・改修による機能の維持
	◆地域教育体制の充実	・家庭教育の啓発 ・学校の適正規模の検討・見直し ・地域における社会教育の推進(福祉分野等)
※ 環境	◆広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進	・とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会支援事業 ・観光商品の開発強化等による観光推進事業 ・情報発信及びセールスプロモーションの強化事業
	◆企業誘致の推進	・圏域への企業誘致推進事業 ・関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業
	◆産業基盤の強化・充実	・第一次産業の後継者の育成 ・収益性のある農業体制の確立(一次加工等の取組) ・6次産業の創出等による地場産業の育成 ・既存企業等への育成支援策の充実 ・商店街・市街地の活性化(空き店舗等の活用促進等) ・物販等のセールスプロモーションの強化 ・若者に対する就労支援の取組
	◆環境保全の推進	・自然環境の保護・保全 ・低炭素社会の構築(カーボン・オフセット等の取組) ・地域ぐるみによる環境関連活動の推進
イ. 結びつきやネットワークの強化		
a. 地域公共交通	◆公共交通に係る効率的な運行体系の確立	・鳥取県中部地域公共交通協議会運営事業 ・鳥取県中部地域公共交通総合連携計画策定事業 ・鳥取県中部地域公共交通総合連携計画実証実験事業
	◆地域交通体制の充実	・各種交通手段の連携(自転車→路線バス→自転車等) ・超高齢社会に対応した交通手段の確保
b. ICTインフラ整備	◆ICT利活用の推進	・ICTの利活用による圏域情報の発信力の強化 ・ICTの利活用による生活支援サービスの充実
c. 交通インフラの整備	◆道路ネットワークの構築	・道路ネットワークの整備
d. 地産地消	◆地産地消の推進	・(仮称)圏域地産地消推進協議会設置・運営事業 ・圏域地産地消推進計画策定事業 ・地産地消拡大事業 ・学校給食での地産地消の促進 ・圏域内の地産地消体制の確立(一次加工等の取組) ・観光分野、教育分野との連携
e. 交流・移住促進	◆空き家バンクの連携等によるIJU(移住)の促進	・空き家情報の連携事業 ・田舎暮らし体験プログラムの連携・実施事業 ・移住情報の発信事業 ・移住・定住の体感活動に関する取組の強化 ・移住者へのサポート体制の強化 ・移住者を受け入れる機運の高揚(地域住民の啓発)
f. その他の連携(広報)	◆広報活動の連携による広域的な情報提供	・(仮称)CATV利活用研究会設置運営事業 ・CATV(NCN-TCC)の相互放送の実施

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会において整理した今後の検討課題(素案)



参考資料

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）第6に規定する定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定し、又は変更するに当たり、ビジョンの内容について民間、地域の関係者等の意見を幅広く反映するため、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、ビジョンの策定又は変更のために必要な事項を検討する。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 推進要綱第5に規定された政策分野に関係する者
- (2) 圏域の住民の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 懇談会の会議は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、懇談会に諮って非公開とすることができる。

(部会)

第7条 懇談会における検討を補助するため、懇談会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会の委員は、懇談会の会議に出席し、意見を述べるることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、倉吉市総合政策室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

3 この要綱の施行後、最初に開催される懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。